



平成 29 年 3 月 6 日（月曜日）

第 2 回南三陸町議会定例会会議録

（第 1 日目）

平成29年第2回南三陸町議会定例会会議録第1号

---

平成29年3月6日（月曜日）

---

応招議員（16名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 後藤伸太郎君 | 2番  | 佐藤正明君  |
| 3番  | 及川幸子君  | 4番  | 小野寺久幸君 |
| 5番  | 村岡賢一君  | 6番  | 今野雄紀君  |
| 7番  | 高橋兼次君  | 8番  | 佐藤宣明君  |
| 9番  | 阿部建君   | 10番 | 山内昇一君  |
| 11番 | 菅原辰雄君  | 12番 | 西條栄福君  |
| 13番 | 後藤清喜君  | 14番 | 三浦清人君  |
| 15番 | 山内孝樹君  | 16番 | 星喜美男君  |

---

出席議員（15名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 後藤伸太郎君 | 2番  | 佐藤正明君  |
| 3番  | 及川幸子君  | 4番  | 小野寺久幸君 |
| 5番  | 村岡賢一君  | 6番  | 今野雄紀君  |
| 7番  | 高橋兼次君  | 8番  | 佐藤宣明君  |
| 9番  | 阿部建君   | 10番 | 山内昇一君  |
| 11番 | 菅原辰雄君  | 12番 | 西條栄福君  |
| 13番 | 後藤清喜君  | 14番 | 三浦清人君  |
| 15番 | 山内孝樹君  |     |        |

---

欠席議員（1名）

16番 星喜美男君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長 佐藤 仁君

|                             |         |
|-----------------------------|---------|
| 副町長                         | 最知明広君   |
| 会計管理者兼出納室長                  | 芳賀俊幸君   |
| 総務課長兼<br>危機管理課長             | 三浦清隆君   |
| 企画課長                        | 阿部俊光君   |
| 震災復興企画調整監兼<br>地方創生・官民連携推進室長 | 檀浦現利君   |
| 管財課長                        | 仲村孝二君   |
| 町民税務課長                      | 佐藤和則君   |
| 保健福祉課長                      | 三浦浩君    |
| 環境対策課長                      | 小山雅彦君   |
| 産業振興課長                      | 高橋一清君   |
| 産業振興課参事<br>(農林行政担当)         | 佐久間三津也君 |
| 建設課長                        | 三浦孝君    |
| 建設課技術参事<br>(漁港・漁集事業担当)      | 宮里憲一君   |
| 危機管理調整監                     | 村田保幸君   |
| 復興事業推進課長                    | 糟谷克吉君   |
| 復興市街地整備課長補佐                 | 男澤知樹君   |
| 上下水道事業所長                    | 及川明君    |
| 総合支所長兼<br>地域生活課長            | 阿部修治君   |
| 南三陸病院事務長                    | 佐々木三郎君  |
| 総務課長補佐                      | 大森隆市君   |
| 総務課主幹兼<br>財政係長              | 佐々木一之君  |
| 教育委員会部局                     |         |
| 教育長                         | 佐藤達朗君   |
| 教育総務課長                      | 菅原義明君   |
| 生涯学習課長                      | 阿部明広君   |
| 監査委員部局                      |         |
| 代表監査委員                      | 芳賀長恒君   |

事務局 長 佐藤 孝志 君  
選挙管理委員会部局

書記 長 三浦 清隆 君  
農業委員会部局

事務局 長 佐久間 三津也 君

---

事務局職員出席者

事務局 長 佐藤 孝志

総務係 長 兼 梶山 貴博  
議事調査係 長

主 事 三浦 拓也

---

議事日程 第1号

平成29年3月6日（月曜日） 午前10時00分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前10時00分 開会

○副議長（山内孝樹君） 皆さん、おはようございます。

震災から6年目を迎えることとなりますが、平成29年度、またこの新年度を迎えるに当たりましての月、3月定例会が本日より開催されるわけでありましたが、あいにく議長が諸事情によりまして欠席をせざるを得ない旨の報告を受けております。

したがって、議長が欠席をしておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長である私が代行にて議長の職務を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、議員各位には新年度に向かいましたの復興がさらに加速されますよう、各議員につきましては忌憚のないご意見、かつまた英知を蓄積されております各議員の活発なる議論にかえて今定例会に臨んでいただきますよう、また、私も議長にかわりまして精いっぱい議事進行、議事運営に努めてまいりますので、よろしくあわせてお願いを申し上げまして、議長の席に座ることといたします。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第2回南三陸町議会定例会を開会いたします。

欠席議員、16番星 喜美男君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（山内孝樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において9番阿部 建君、10番山内昇一君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○副議長（山内孝樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日から3月22日までの17日間とし、うち休会を11日、12日、18日、19日、20日にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山内孝樹君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月22日までの17日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○副議長（山内孝樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

復興市街地整備課長が欠席し、課長補佐が着席しております。

本定例会に、お手元に配付しておりますとおり、請願1件、陳情3件が提出され、これを受理しております。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり、定期監査報告書、例月出納検査報告書が提出されております。

次に、一般質問は、三浦清人君、佐藤宣明君、佐藤正明君、高橋兼次君、及川幸子君、小野寺久幸君、後藤伸太郎君、山内昇一君、今野雄紀君、以上9名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、総務常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、議会資料の3ページ目をお開きいただきたいと思います。

朗読いたします。

平成29年2月21日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

総務常任委員長 高橋兼次。

平成28年第9回定例会で議決された、閉会中の所管事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

以上です。

○副議長（山内孝樹君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） おはようございます。

それでは、委員会報告をしたいと思います。

調査の内容については、記載のとおりでございます。

我が総務常任委員会では、復旧・復興事業により多額の事業費を投じ取得した町有財産が増加の一途をたどっていることから、財産の適正な維持管理が行われているか、また、計画的かつ目的どおり有効な活用が図られているかについて、平成29年1月25日と2月21日の両日、役場庁舎において各担当課より聞き取り調査を実施したものであります。

調査の概要についてはごらんのとおりであります。現在、買い取った移転元地の15%ほどが復興関連事業などに貸し付けされているものの、その他の土地の利活用は未定となっております。今後の大きな課題でもあります。

災害公営住宅、防集団地の空き室、空き区画については、最終確認作業を急いでいるところではありますが、被災者以外への一般開放を早期に行うための取り組みも進めておりますが、制度上の問題等、不明確な点が多いことから、さらに調査が必要でありまして、この調査を継続するものであります。

以上であります。

○副議長（山内孝樹君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で総務常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、4ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年2月23日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

産業建設常任委員長 山内昇一。

平成28年第9回定例会で議決された、閉会中の所管事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

以上であります。

○副議長（山内孝樹君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。10番山内昇一君。

○10番（山内昇一君） ただいま局長をして説明したとおりでございますが、調査が終了しておりますので、結びまでご報告することとします。

1、調査期日。平成29年1月19日、それから30日です。

調査場所。本町の役場、戸倉水源、戸倉浄水場、小森水源。

それから3番、調査事件。上水道の整備についてです。

4番、調査目的。住民生活を支える上水道などの必要不可欠なインフラ整備について、将来にわたって安全かつ安定した水資源の供給実現のため調査いたしました。

5番、調査事項。上水道設備の整備と各配水池における給水の状況及び計画についてでございます。

6、調査概要。上下水道事業所から本町の上水道全般にわたる整備状況、維持管理計画について聞き取りを行いました。

(1) 上水道施設整備の現況と今後の整備計画について。

東日本大震災により被災した本町の上水道施設の復旧、復興は、本町の水道事業復興計画に基づき行うものとして計画をしております。その中で現在、実施計画協議額156億円ほどに対して39.8%、それから実施計画協議額が増額になっておりますので、最終保留解除額は約120億円程度になる見込みとなっております。

次ページです。

主な工事概要は、①小森水源新設工事、②戸倉水源新設工事、③中在水源新設工事、以上、完了しております。④戸倉浄水場等の築造工事、これは91%です。それから、⑤管路布設工事、これは平成27年度末までです。あとは以上のとおりでございますので、お目通しを願います。

それから、今後の整備計画は、平成32年度まで小森浄水場初め、中在浄水場、東浜ポンプ場、それから折立川、水尻川、八幡川、新井田川、伊里前川、港川の工事です。

それから、(2) 各配水池における給水状況と今後の見通しは、現在進めておりますが、計画目標では平成32年度、給水地域が人口1万8,900人に対して給水人口1万7,700人となっており、1日の最大配水量1万580立方メートルで認可を受けております。

給水収益は、現在3億2,700万円となっており、平成21年度までは86.5%であり、今後は横ばい状態となっております。災害復旧事業は、完了後の平成32年度からは老朽施設の更新事業に着手する予定であり、経営環境は厳しい状況が続くと思われま。

7、結びです。大震災で壊滅状態の上水道水源地と水道管であったが、生活、生命を支える必要不可欠の上水道につき、緊急の対応で旧水源地の再利用と管路は仮設で復旧しております。

従来から本町の給水の水源は志津川町、本町で分水嶺ということで非常に問題はございませんが、今後、工事工程の調整が思うように進まない状況や、それから厚生労働省等から計画精査ということで保留解除の手続などで工事を発注する状況であります。そのため、工事費負担などで経営環境も厳しい状況が続くと予想されます。計画的に事業が進められるよう強く要望するものでございます。

以上です。

○副議長（山内孝樹君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で産業建設常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、民生教育常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、7ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年2月10日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

民生教育常任委員長 菅原辰雄。

平成28年第9回定例会において議決された、閉会中の所管事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

以上であります。

○副議長（山内孝樹君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） それでは、民生教育常任委員会の中間報告をいたします。

1番、調査の期日。平成29年1月23日、南三陸B I O、そしてこの役場議員控室において、環境対策課より環境基本計画についての聞き取り調査を行いました。そして、平成29年2月10日、あいにく雪が降ったんですけれども、町内町道路線を回って現地調査を行いました。

調査場所は、今話したとおりであります。

3番の調査事件は、環境行政についてでありまして、調査目的はここに書いてありますのでお目通しをお願いいたします。

調査事項は、今言いましたように、環境保全等への取り組みについて、そして不法投棄の現状についてを行いました。

先ほど言いましたように、環境保全への取り組みについては、南三陸B I Oに行って施設の

確認、さらには現在取り扱っているような事業について説明をいただき、ある意味、質疑応答をやってまいりました。そして、(2)番の不法投棄については、先ほど言いましたように、雪が降ってなかなか見通しが悪かったんですけども、町道路線のちょっと奥まったところまで踏み入れて不法投棄の現状について確認をしてまいりました。中身については記載のとおりでございますので、お目通しのほどよろしくお願ひ申し上げまして、中間報告といたします。

よろしくお願ひをいたします。

○副議長（山内孝樹君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で民生教育常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、議会運営委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読をさせます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、8ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年2月7日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

議会運営委員長 後藤清喜。

平成28年第9回定例会において議決された、閉会中の所掌事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

9ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年2月7日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

議会運営委員長 後藤清喜。

平成28年第9回定例会において議決された、閉会中の所掌事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

10ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年2月27日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

議会運営委員長 後藤清喜。

平成28年第9回定例会において議決された、閉会中の所掌事務調査を行った結果を下記のと

おり報告します。

以上であります。

○副議長（山内孝樹君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。13番後藤清喜君。

○13番（後藤清喜君） それでは、議会運営委員会での調査報告をいたします。

1、調査の期日は、平成28年12月19日、平成29年2月7日。

調査の場所。南三陸町役場。

調査の事件。議会の運営に関する事項。

4、調査事項。議会基本条例について。

5、調査の概要。議会基本条例の制定に向け、原案の作成を行った。

この議会基本条例に向けては、今定例会において議員発議で予定しております。

次ページ、9ページをお開き願います。

1、調査の期日。平成29年2月7日。

調査の場所は、南三陸町役場議員控室でございます。

3の調査事件。議会の運営に関する事項。

4、調査事項につきましては、平成29年第1回南三陸町議会臨時会の議会運営について。

5、調査の概要につきましては、（1）から（5）までですのでお目通し願います。

10ページをお開き願います。

調査の期日は、平成29年2月27日。

2の調査場所は、南三陸町役場議員控室。

3番の調査事件につきましては、議会の運営に関する事項。

4、調査事項につきましては、平成29年第2回南三陸町議会定例会の議会運営について。

調査概要につきましては、（1）から（12）までですのでよろしくお願いたします。

以上です。

○副議長（山内孝樹君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会運営委員会調査報告を終わります。

次に、議会広報に関する特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、11ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年2月20日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

議会広報に関する特別委員長 後藤伸太郎。

平成28年第9回定例会において議決された、閉会中の継続調査を行った結果を下記のとおり報告します。

以上であります。

○副議長（山内孝樹君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 議会広報に関する特別委員会の調査です。

調査期日、調査場所については、ごらんのとおりであります。

調査事件。議会広報及び広聴に関する調査であります。

調査の目的は、定例会の一般質問及び議案審議、臨時会の議案審議の状況を議会だよりを通じて住民に周知するものであります。

調査結果は、10月臨時会及び12月定例会の審議状況等を議会だより第44号で住民に周知したところであります。また、議会広報編集マニュアルの見直しと議会だより第45号の作成について協議いたしました。

なお、議会広報編集マニュアルの見直しと今後の議会広報の編集方針について検討した結果、大きな変更を加えてはどうかという意見があったものについては、3月2日、全員協議会にて報告並びに参考意見を聴取したものであり、その結論については改めて当委員会で検討させていただくことを確認いたしました。

以上です。

○副議長（山内孝樹君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会広報に関する特別委員会調査報告を終わります。

次に、三陸縦貫自動車道建設促進に関する特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、12ページをお開きいただきます。

平成29年2月7日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

三陸縦貫自動車道建設促進に関する特別委員長 山内孝樹。

平成28年第9回定例会において議決された、閉会中の継続調査を行った結果を下記のとおり報告します。

以上であります。

○副議長（山内孝樹君） 委員長である私が議長席に着いておりますので、副委員長より補足説明がありましたら、説明を求めます。10番山内昇一君。

○10番（山内昇一君） ただいまの説明のとおりでございますので、副委員長である私から報告させていただきます。

1番、2番、期日、場所については、ごらんとおりでございます。

3番、調査事件。三陸縦貫自動車道建設促進に関する調査でございます。

それから4番、調査事項。三陸縦貫自動車道の整備状況について。

5番、調査概要。三陸縦貫自動車道の現在の工事進捗状況の聞き取りと現地調査を行いました。

以上でございます。

○副議長（山内孝樹君） 委員長報告並びに副委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で三陸縦貫自動車道建設促進に関する特別委員会調査報告を終わります。

次に、議会行財政改革に関する特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、13ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年3月2日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

議会行財政改革に関する特別委員長 山内孝樹。

平成28年第9回定例会において議決された、閉会中の継続調査を行った結果を下記のとおり報告します。

以上であります。

○副議長（山内孝樹君） 委員長である私が議長席に着いておりますので、副委員長より補足説明がありましたら、説明を求めます。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 委員長が職務代行をしておりますので、かわりまして私から報告させて

いただきます。

調査の期日、場所、事件、事項については、記載のとおりでございます。

調査の概要につきまして、（１）議会基本条例につきましては、さらなる議会活性化の推進を目途とし、議会基本条例の制定に向け調査を検討したところであります。本定例会において提出の運びとなっております。また、議員定数につきましては、住民と議会の懇談会を通じ、町民の皆様の意見を参考に調査、検討したところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○副議長（山内孝樹君） 委員長報告並びに副委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会行財政改革に関する特別委員会調査報告を終わります。

次に、東日本大震災対策特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局長。

○事務局長（佐藤孝志君） 14ページをお開きいただきます。

平成29年1月16日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

東日本大震災対策特別委員長 山内孝樹。

平成28年第9回定例会において議決された、閉会中の継続調査を行った結果を下記のとおり報告します。

15ページをお開きいただきたいと思えます。

平成29年2月16日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

東日本大震災対策特別委員長 山内孝樹。

平成28年第9回定例会において議決された、閉会中の継続調査を行った結果を下記のとおり報告します。

以上であります。

○副議長（山内孝樹君） 委員長である私が議長席に着いておりますので、副委員長より補足説明がありましたら、説明を求めます。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） ただいまの議長の説明のとおりでありますので、私から報告をいたしたいと思えます。

調査期日、場所、事件、事項につきましては記載のとおりでありまして、調査概要につきましては、記載のとおりであります。東日本大震災における体験を踏まえ、今後も発生が予想される大津波等の大災害に南三陸町議会として被災住民の救援と災害復旧等の非常事態に即応した役割を果たすため、町議会の危機管理体制を整えることを目的とし、災害対応指針、災害対応会議設置要綱、災害対策行動マニュアルの作成を行ったところでございます。

以上であります。

次に、15ページであります。

このことにつきましても、調査概要を報告いたしたいと思っております。

防集団地の避難道を兼ねての増線化と町民バス継続のための支援について、宮城復興局、さらには復興庁、本庁を訪問いたしまして、要望並びに意見交換を行ったところでございます。

以上でありますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○副議長（山内孝樹君） 委員長報告並びに副委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で東日本大震災対策特別委員会調査報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○副議長（山内孝樹君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成29年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

第1回臨時会以降の行政活動の主なものについて、ご報告を申し上げさせていただきます。

初めに、「南三陸志津川さんさん商店街のオープン」について、ご報告を申し上げます。

先週金曜、平成29年3月3日に、「南三陸志津川さんさん商店街」が志津川市街地土地区画整理事業地内の先行まちびらきエリアに本町の復興に資するにぎわいづくりの拠点施設としてオープンいたしました。

新しい商店街は、ランドデザインを手がけていただいた隈研吾氏の設計で、南三陸材を活用した木のぬくもりが感じられ、国際認証であるFSC認証など、町の新たな魅力を情報発信できる6棟からなる施設となっており、建築面積が約3,000平方メートルに飲食店や生鮮食品を扱う住民生活に密着した店舗など、28店舗が入店し営業をスタートいたしました。

オープン当日には、議員皆様を初め、仮設商店街の時期から商店街を支えていただいた多くのご来賓の皆様にご参列を賜り、新しい商店街の門出をお祝いしていただきました。

その後、正午より一般のお客様の入場が開始されましたが、オープン初日からきのうまでの3日間で4万人ほどのお客様にご来場いただき、交通渋滞等のご迷惑をおかけいたしました。多くの皆様からお祝いやねぎらいの言葉を頂戴いたしました。この場をおかりし、商店街オープンに際し、周辺環境を含めた基盤整備や店舗建設などにご尽力を賜りました関係者の皆様に、改めまして感謝を申し上げる次第でございます。

来月4月23日には、歌津地区に「南三陸ハマレ歌津」が本設商店街としてオープンいたします。「南三陸志津川さんさん商店街」とともに、町民皆様の日々の生活を支える商店街として、また、本町を訪れる観光客の皆様には、南三陸町を「見て・触れて・感じて」いただくインフォメーションとして大いに利用いただきたいと考えております。

次に、「三陸沿岸道路、南三陸道路（志津川インターチェンジから南三陸海岸インターチェンジまで）の開通式典」について、ご報告を申し上げます。

先月開催の第1回臨時会におきまして、三陸沿岸道路「南三陸道路」のうち、志津川インターチェンジから南三陸海岸インターチェンジまでの3キロメートルの区間が平成29年3月20日に開通することをご報告しておりましたが、先般、2月28日に国土交通省仙台河川国道事務所より開通時刻及び開通式典の詳細が発表されましたので、ご報告を申し上げます。

一般車両の通行開始時刻につきましては、午後4時30分の予定であり、それに先立ち、午後2時から南三陸海岸インターチェンジ付近におきまして開通式典がとり行われることとなりました。なおあわせて、これまで仮称とされておりましたインターチェンジの名称につきましても、正式に「南三陸海岸インターチェンジ」と決定した旨の発表がなされたものであります。

南三陸海岸インターチェンジまでの開通で、志津川地区における国道45号線と国道398号線の朝夕の交通渋滞が大きく緩和され、町民皆様並びに復興事業に携わる多くの皆様の交通利便性が向上されるものと期待するところであります。

また、「南三陸道路」南三陸海岸インターチェンジから（仮称）歌津インターチェンジまでの区間につきましても、現在整備が進められており、来年度中の供用開始が予定されておりますが、一日も早い供用開始を願い、国、県並びに関係機関との密接な連携を図ってまいりますので、議員皆様方のさらなるご協力をお願い申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○副議長（山内孝樹君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時39分 休憩

---

午前11時34分 開議

○副議長（山内孝樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。ございませんか。  
（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

これで行政報告を終わります。

議場での暫時休憩といたします。

午前11時35分 休憩

---

午前11時35分 開議

○副議長（山内孝樹君） 再開いたします。

---

日程第5 一般質問

○副議長（山内孝樹君） 日程第5、一般質問を行います。

通告1番、三浦清人君。質問件名、1、復興事業の今後の見通しについて、2、財産管理について。以上2件について、一問一答方式による三浦清人君の登壇発言を許します。14番三浦清人君。

〔14番 三浦清人君 登壇〕

○14番（三浦清人君） それでは、一般質問をやりたいと思います。通告どおりの質問でありまして、一問一答方式で質問相手が町長であります。

質問の要旨でありますけれども、平成28年度建設工事発注見通しはという質問であります。

この件につきましては、平成28年11月1日に町が見通しの公表という形を出しておりました。その事業の数といいますか、箇所といいますか、それが84事業になっておりまして、そのうちにもう発注済みは幾らあるか。あるいは、残った事業については今後どういうふうな見通しなのかという質問であります。

2つ目は、防集団地の空き地、それから災害公営住宅の空き室の問題。

この問題につきましても、多くの同僚議員がいろいろとこれまで質問してきたわけでありませんが、1年も過ぎております。その後の経過、形として何ら見えていないわけでありまして、その辺、今後の見通しについて、それからその利活用ですね、一般開放に向けての活用の方法などの質問であります。よろしくお願ひしたいと思います。

以上、登壇での質問といたします。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、三浦議員の1件目のご質問、復興事業の今後の見通しということについてお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、1点目の建設工事発注見通しについてであります。平成28年度各種建設工事について、予算審議の際にお渡しをしております議案関係参考資料でもお示しをしておりますが、予算額1件250万円以上のもの及び災害復旧事業で平成28年第3回定例会の当初予算から平成28年第9回定例会の補正予算までで160件、約158億4,000万円、また、平成27年度からの繰り越しで17事業、約66億円ございました。現年度予算に関する発注状況は105件、約61億円、繰越明許事業については、松原公園災害復旧事業を除く16事業で約37億円の発注をいたしました。

未発注事業の主な内容であります。防潮堤設置工事、漁港施設工事、漁業集落防災強化事業、道路災害復旧事業等、国及び県事業との調整や地権者との調整に時間がかかる内容が多く、後に予算審議にて説明をさせていただきますが、平成28年度から平成29年度へ事業を繰り越して継続させていただきたいと考えております。

次に、84事業の発注済みについてであります。平成28年11月に公表いたしました下半期事業のうち、36事業は発注済みであります。残りの48事業が未発注であります。こちらも、未発注事業の多くは先ほどと同様の事業であり、理由も同じでほぼ変わらないということになります。そのほか、建設工事以外の投資的経費に係る事業として、用地購入費や委託料に関する事業が101事業、約345億円ございます。そのうち、未発注事業は44事業、19億5,000万円ございますが、多くは防潮堤、道路等の災害復旧に関連する業務委託に関する事業であり、27の事業と約15億8,000万円ございます。復興計画に定めた期間である平成32年度までに事業を完了するためにも、事業の進捗を見きわめ、公共工事の早期かつ円滑な執行と施工の確保を図り、適切な工期の設定等を行い、適正な予算執行に努めたいと考えております。

続いて、ご質問の2点目、防集団地の空き区画、災害公営住宅の空き戸の今後の利活用についてお答えをさせていただきますが、まず防集事業及び災害公営住宅事業については、ご承

知のとおり、今年度末をもって全て完了をするというところでございます。

議員のご質問にあります防集団地の空き区画及び災害公営住宅における空き戸の問題については、被災者の再建意向の変化や施設入居など生活環境の変化等により、防集事業で104区画、災害公営住宅においては122戸が空き区画、空き戸として発生をしております。一方で、いまだ再建意向が未確定の世帯は85世帯あります。最終的には、防集事業及び災害公営住宅で140程度のあきが発生するものと想定されるところであります。

このようなことから、やむを得ず生じた空き区画、空き戸については、本町が抱える課題解決の手段として、かつ復興に資する活用方法として、移住定住希望者や子育て世帯の受け皿として被災者以外の入居等、いわゆる一般開放について取り組んでいるところであります。既に入谷地区及び名足地区の戸建て住宅においては完成から2年を経過したことから、昨年10月に一般開放を実施し、3世帯が入居したところであります。また、さらに災害公営住宅における一般開放を推進するため、裁量階層における入居要件の緩和を目的とした南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定を今定例会に付議を予定しているところであります。

今後、一般開放の対象を拡大するためには、まず再建意向未確定世帯の再建意向を確定させる必要があることから、現在、庁内関係課が協力して戸別訪問を実施しております。これにより、年度内には空き区画、空き戸を確定させ、その上で新年度早々にはそれぞれのルールにのっとり、一般開放に向けた手続を実施していきたいと考えております。

防集事業における空き区画及び災害公営住宅における空き戸については、有効的、効果的な活用が求められると認識をしておりますので、今後も早期に一般開放が実施できるよう関係機関との調整を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（山内孝樹君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） それでは、1番目のほうから順次質問に入らせていただきます。

私が先ほどお話ししましたように、平成28年11月1日に町がこの平成28年度の今後の建設工事発注見通しということで公表しているわけです。その中で発注済みは幾らになっているのかなど、それからまだ発注されていない事業についての今後の見通しを聞いたかったわけです。

それで、この84の中に復旧工事、それから漁業集落防災機能強化事業生活基盤整備等工事、長たらしい事業名なんですけれども、これが27カ所、それから防潮堤が16カ所、復旧工事その他を含めて84カ所、84事業と言ったほうがいいのか、掲載されているわけでありまして、平成32年度までには全事業を完了しなければならないと。復興庁も平成32年度までで、あと

は復興庁がなくなるというようなお話も聞いておりますので、それまでに一生懸命頑張ると  
というようなお話でありますけれども、見通しとしてそのおけている原因は、先ほど町長が  
おっしゃっていたように地権者との協議がなかなか進まないというものが一つの要因になっ  
ておるとことであります。その地権者との協議がうまくいかない理由というものをき  
ちんと把握した上で協議に入っているのかどうなのか。それを把握しているのであれば、ど  
のような解決策があるのかという案を持って協議に入っておるのか。ただ事業をしますので、  
お願いしますというようなお話だけではなかなか前には進まないのではないかと  
いうふうな  
思いがいたしますので、やっぱりその原因となるものをきちんと把握して、その解決策を持  
っていかないとなかなか難しい問題なのかなと。

特に防潮堤に関しましては、いまだ賛否両論あるようです。でありますので、防潮堤は必要  
ないから判こをつかないんだということなのか、あるいはその地権者の相続とか、そういつ  
た名義の関係でおけているのか、そういったものの分析というのはどれほどされておるの  
か、今後事業を進める上では一番大事な要因ではないのかなという感じがするんですよ。そ  
の辺、いかがでしょうか。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどもちょっと答弁で申し上げさせていただきましたが、昨年公表し  
た84事業のうちの発注済みが36事業ということになっておりまして、未発注が48ということ  
になります。原因等については、今、三浦議員が篤と、お話しのとおりでございますので、  
その辺の折衝状況、地権者の方々との協議あるいは折衝をこれまでも繰り返してきたわけで  
ございますが、担当からもその辺については説明をさせていただきたいと思っております。

○副議長（山内孝樹君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） それでは、特に地権者の絡みのほう  
につきまして私からご説明したいと思います。

防潮堤について、非常に防潮堤は要らないのではないかと、あるいは高過ぎるのではない  
かというようなお話につきましては、今のところ私どもが説明に入っている中で、特にそれ  
を理由にしてだめだという話は聞いてはおりません。

2つございまして、1つは、先ほどもおっしゃっていましたように、共有名義というものが  
あると。それについては相続がきちんとされていないと。何十人かで持っておられたものが、  
今となつては何百人になっているというふうなことがございまして、これについてはそれな  
りにいろいろな方法があるようでございますので、それを今のところ活用できるようなこと

を考えていると。最終的には、調べるだけ調べて、収用手続というふうなお話になるかもわかりませんが、それについては今までされている手続の中で動いていくと。

それからもう一つは、やはり今までの町行政に対する不信を持たれている方がどうしても何名かおいでになりまして、その方につきましては、私のほうでどうということなんですとかというお話をして、それについての解決策を持っていく、あるいは解決をして、こうこうこういうことですよ、これについてはこういうことですよというお話を持って行って説得に当たっているというのが現状でございます。以上です。

○副議長（山内孝樹君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今年度、来年度もそうでありますが、復興期という時期にもう既に入っているわけです。こういった事業がまだ未発注だということになってきますと、果たして本当に復興期と言えるのかということなんですね。復旧も終わっていない、復旧も。表面的には皆さん、6年にもなって事業も展開されてきておるから、復興だ、復興だというお話になっているんでしょうけれども、現実として、特に我が町は第一次産業であります。この漁業関係はまだ未発注が多いわけです。果たしてそれが復興だと言えるのかということですよ。まだ復旧ですよ。それを言いたいんですよ。

地権者との同意、お話を聞きますと、事業の反対者はないと。要するに相続の関係で多くの方々からの同意を得られなければなかなか進まない。これも、事務的なことは質問したくないんです。一般質問ですからね。町長に対して施政を問いたただすのが一般質問でありますから、町長が知らなければ振るんでしょうけれどもね。

町長、どうなのでしょう。事務的なことだけのおくれなのかという問題であれば、これは仕方がないと思うんですが、町としての施政としておくらしているのではないかなという思いもするわけですよ。その辺のところを町長はこの事業を展開していく上でどのような考えで取り組むおつもりなのか。その辺のところ。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども答弁させていただきましたが、結果として、今、海関係の事業が滞っているということがうちの町としての一番の課題なんだろうということについては認識をしてございまして、担当課を含めてとにかく一丸となってやってくれということでの指示は再三出させていただいております。

ただ、新年度になりますので、基本的には、お話がありましたように平成32年度という計画までに事業を完成しなければいけないという現実を考えた場合に、新年度の人事等々も含め

ていわゆるその強化を図るといいますか、てこ入れをするということで我々としては現在として考えてございますが、いずれそういうふうな人的なものも含めてとにかく事業を早く進めたいというふうに町としては考えてございます。

○副議長（山内孝樹君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） まさしく第一次産業であります、この町は。何度も言うようですけども。そこの海関係の事業が全然というわけではないけれども、進みがおくれているということなので、やはり早くやらなければならない、それが果たされてやっとな復興という言葉が出てくるのかなという思いであります。

防潮堤も含めて漁業関係の工事が数多くあるわけです。この見通し、計画書を見ますと、2年間の工事なんですよ、工期が。24カ月、全てがですね。2年間で、例えば平成32年度までだから、平成30年に発注すればいいだろうというような考えではなかなか難しいのかなという思いであります。

といいますのは、これまでも公共事業の発注をした場合に不落が結構あったわけですよ、不落。要するに入札執行しても参加者がなかったとか、辞退したとか、そういったことで工事関係者の方々が参加しない。そのために不落という形になったわけなんですよ。これだけの多くの数の事業を2年間だよということで、例えば来年にしろ、ぼんと出しても果たして、やれる業者さんというのは限られておりますので、受け入れてもらえるかという問題も出てくるわけですよ。仕事をしたくても人の配置、手配、それから宿舍、いろいろあるわけですから、そういったことを考えてむしろ町のほうが、その業者さんの何も優位にやれというのではないんですよ。その環境も考えてやらなければ、スムーズな事業の発注というものがなされないのではないかと心配をしているわけですよ。

ですから、一概にどんと出すのではなく、少しずつでもやはり発注していかないと、またその土壇場になってやる業者がいまませんでしたということになりかねないということで、それが例えば国のほうで仕方がないねと、じゃ認めますよと。じゃ平成33年度、平成34年度までもいいですよというわけには私はいかないと思いますよ、延びる理由づけがね。それが延びる理由づけにならないと思うので、その辺のところもよく考えていかないと、ただ町としてやっとな準備ができたから出せるから出しますよだけでは、やはりそこに問題が生じてくるものがあるということでもあります。

そういったことで、業者のその環境ということもよく考えて発注に持って行っていただきたいなという思いがあるんですけども、その辺、町長、いかがでしょうか。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 三浦議員もご承知のように、不調、不落が年々ふえてきているという状況でございます。平成25年ですから今から3年前、4年前になりますか、10件程度が不調、不落。不落はないんですよ、なかったんです。ところが、平成28年、今年度ですが、不落が17件で不調が10件ということで、年々この不調、不落の件数がふえてきているということが、今ご指摘のとおりでございますので、その辺は担当課のほうもいろいろ工夫はしているというふうに思いますが、いずれ建設課長からその辺については答弁をさせたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、状況ということでご説明をさせていただきたいと思っております。

不調、不落の数につきましては、今町長が申し上げたとおりでございます。通常の事業であってもやはり不調等が発生しているという状況でございます。基本的に大きい工事であれば、入札の際に見積書を提出していただいております。それと、町で積算している内容でどこがどう違って不調等が発生しているのか、そこは分析をさせていただいております。あと次に参加者なしというのがございます。そこもやはりいろいろな原因がありますので、ランダムに参加資格がある業者さんに実はお聞きをしています。何で参加ができないのかと。やはりそれにもそれなりの問題があるようでございまして、一個一個そういう問題を解決しながら今発注をしているという状況でございます。

ただ、問題が一個だけでないというところが一つございまして、当然工事する場所はそれぞれ個別でございまして、その地域地域に合ったいろいろな問題があるということですので、なかなかこれだという特効薬は今のところ見つかっていないので、それぞれ一個ずつ当たっていくしかないという状況でございます。

○副議長（山内孝樹君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分とします。

午前 1 1時 5 9分 休憩

---

午後 1 1時 0 7分 開議

○副議長（山内孝樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

三浦清人君の一般質問を続行いたします。三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 先ほど来、何度も言っておりますけれども、この工事の発注状況、昨年11月1日に公表した工事内容の結果ですけれども、本来、第4四半期が入札予定ということ

で、第4四半期といいますと1月から3月までに発注しなければならない工事であります。全体で84のうち、まだ未発注のものが48あるというようなことで、その理由につきましてはいろいろとお話しされました。

何度も言うようですが、一概にどんと出してもなかなか受ける業者さんたちが戸惑うといいますか、なかなか対応し切れないという面もいろいろと考慮しながら、何といいますか、不落といいますか、不調に終わらないようなその配慮といいますかね、事業者の方々がスムーズに入札参加をして受注、落札できるような環境も考えてやらなければならないということ十分に考えながら執行していただきたいというふうに思うわけであります。そういったことで、1番目を終了したいと思います。

次に、防集の空き地、それから空き室、先ほど町長もいろいろとお話しされておりました。何とか近いうちに一般開放に向けて、あるいは定住あるいは移住のための募集もかけると。実際かけている箇所も何か所かあるようですけれども、その状況もいろいろと聞いております。ただ、移住あるいは定住目的の方々はいいんですが、何といいますかね、町内の方々でも入りたいという方もいるわけですから、被災にならない方ですね。その辺のその何ですか、区分けというんですかね、法律上の問題があるのか、あるいは町がその規則、決まりを決めることができるのかどうなのか、その辺のところはどういうふうになっておるのでしょうか。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 空き戸、空き区画の関係でございますけれども、先ほど来、私も答弁しておりますが、従来よりお話ししていますが、とりわけ災害公営住宅の空き戸、これはやっぱり防がないといけないという思いもございます。移住、定住だけではなくて、今ご案内のとおり老朽化した町営住宅もございますので、それも含めてトータル的に町としてこの空き戸対策について取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それにまず先立ってやらなければいけないのは、まだ再建未定という方々がございますので、先月末からですかね、2人一組になりまして、それぞれの戸別訪問を開催させていただいておりますので、いち早くこの再建未定の方々の方向性というものを町としてつかみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 公営住宅の入居要件といたしまして、第1には住宅に困窮しているということと、それから一定の所得を超えないことという2つしか実は入居要件はございま

せん。今回、災害公営住宅につきましても、まずもって被災者であることが条件でございます。一般開放となれば通常の公営住宅が適用されますので、先ほど申し上げた2つの条件を満たせば入居が可能だというふうに考えております。

ただ、その場合につきましても、同居家族、親族がいることということがつく場合もございますので、そこはそれぞれご相談をいただければなというふうに考えております。

○副議長（山内孝樹君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 災害公営住宅についてですけれども、戸建ての要件も緩和された。従来6人家族でないとうまくなかったのが、4人でもいいというようなことにもなってきた。そのかわり家賃はそのままであるということでもありますし、以前はその期間、要するに完成から何年となっていたんですね。それがいつの間にか着工からということで改正になったというお話でありまして、いつどの段階でなっていたのか、我々もその話を聞くまでは全く知らないでいたわけですね。その辺を皆広くお知らせをして、住民の方々がわかるようにしておかなければまずいのではないかなと、そんな思いをしておるんです。その辺のところ、今後どういうふうな形でその皆さんにローラー作戦をするのか、いろいろと期間もありますのでね。

それから、実は先般、私ども議会で復興庁に陳情ではなく御礼に行ったんです。いろいろお世話さまでしたと。全員で東京の復興庁までわざわざ行って、先般この町においでをいただきました。何とかいいましたか、復興副大臣橘さんといいましたかね、何かないですかというお話でしたので、私はその復興副大臣に空き室についての緩和を何とかしてくれないかと、復興庁から宮城県のほうに話を出してくれないかというようにお話をしたところ、その場では返答いただけなくて、後日文書で回答が来ました。質問した方にやってくれということで事務局を通じて文書をいただきまして、復興庁の副大臣室の新村さんという方からご丁寧に文書をいただきまして、それを見ますと、言いたくないんですが、県がお話ししているような、皆さんがお話ししているような内容のものでした。

私は、これはテレビカメラで全国放送、世界に発信されていますから、見られても関係ないんですが、聞かれてもいいんですが、私は政治的な発言というか話をしたつもりなんです。事務的な内容を聞くために話しているわけではないです。東京くんだりまでわざわざ行って、あそこの部屋に行って話しているんですから。回答は全く事務的な話ですよ。私は政治的な話で行ったんですから、非常に残念に思っています。

その中で、要するに南三陸町と宮城県が協議をして決めたことだというような内容でした。

その期間が3カ月から6カ月間であると。だから、町が宮城県と相談して進めてくださいというような内容のものです。そこで、いつの時期に宮城県と協議をしたのか。それが協議をして3カ月から6カ月の間に決めるという内容のものでしたので、その県と協議をしたのはいつなんですか。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、以前にも議会でご説明をしておりますので、三浦議員は多分失念をしているのかなというふうに思いますが、完成から2年の関係については、町から県のほうに働きかけを強力にやっておりました。したがって、今度は「着工」ということに文言が変わったのは昨年7月でございます。これは議会でも皆さん方にお話をさせていただいているところでもあります。

○副議長（山内孝樹君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 町と県との協議の時期でございますが、去年の3月議会の前ごろだと記憶しております。災害公営住宅の建築が総仕上げに入るということで、空き室についてほかのまちの見解が出る前に、南三陸町は人口減少という部分もあるので有効利用を図りたいということで、私は2回ぐらい県の住宅管理課のほうに訪問いたしました。

当時は、三浦議員もご存じのとおり、全ての災害公営住宅が完成してからという決まり事になっておりましたが、これを着工に何とかしていただけないでしょうか。要は、4階建ての災害公営住宅を発注して、途中で3階建てとか2階建てに変えるということは基本的にあり得ないということですので、着工から完成まで10カ月ぐらいかかるとなると、その間何もしていないということになりますので、その「完成」というところを何とか「着工」に置きかえてくれと。その三、四カ月後に宮城県として統一した見解を出したというようなことでございます。

○副議長（山内孝樹君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 続けて質問したものだから、勘違いされているなと思ってね。その期間、要するに完成からではなくて着工から、それはわかりました。去年のうちにわかったと、決まったと。

そうではなくて、私は住宅の一般開放をする際に早く復興庁から県のほうに話をして進めてくれないかと。要するに、宮城県は県下全域の入居者がはっきりしないうちはうまくないんだと、宮城県はですよ。早く進んでいるまちもあれば、遅くなっているまちもあると。だから、県下全域ではなく地域ごと、町村ごとによって早いほうは早いなりに進めてくれないか

ということを話したの。それから、その期間については町と県が協議をして決めたと。そういう話なんです。その決めてからの期間が3カ月から6カ月だという協議内容なんですよね。だから、その協議をしたのはいつですかということなの。3カ月から6カ月の間に決めるということは、その協議したのはいつ協議したんですかということを知っているんです。わかりますか、言っていること。わからない。その県との協議。

○副議長（山内孝樹君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 3から6カ月という期間的な考え方は、県と町が協議をして決めたのではなくて、まず国の基本方針があって、それに加えて宮城県としての基本的な考え方をプラスしたというところになります。その宮城県のプラス事項の中に3カ月ないし6カ月の周知期間なりをとるというところがございますので、あくまで町との協議によって3・6ということではなくて、県の主体で3カ月ないし6カ月ということになったというところがございます。

○副議長（山内孝樹君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この回答された文書を皆読み上げるわけにもいかないのですが、「宮城県の定める手続期間についてもっと短縮できないかという趣旨のお話をいただきました」と。私はそれを言ったんです。そうしたら、復興庁の担当官は、「それは町と宮城県での協議で決まっていることだから、町と宮城県で協議をしてください」という内容の回答なの。その中に、また、「この期間については、南三陸と宮城県において協議をして3から6カ月と決められているため、期間の短縮について検討する際は宮城県と協議の上、一般公営化した後になって災害公営に入りたいと被災者があらわれて、その方の行き場がなくならないように慎重にご対応いただく必要があるのではないかと考えています」と。全くそのとおりなんです。後で被災を受けた方が行く場所がなくなるからと、それを慎重に考えて扱ってくださいよという内容なんです。そのとおり。

ただ、私が言っているのは、3から6カ月と宮城県と町が協議をして決めた期間だということなんです。その協議した時期はいつですかという質問なんです。簡単だと思うんだけど。なかなか難しいですか。その協議をしていないということですか。じゃ、この回答文は違っているということだね。そう……（「コピーして見せたら」の声あり）皆さんに。いいんですかね。議長。欲しいと言うので。

○副議長（山内孝樹君） 特別、欲しいのであれば、ご本人の承諾を得まして。後で。

○14番（三浦清人君） 読み上げるよりも。大体読み上げた。

だから、これは解釈が違っているんじゃないかということでしょうから、じゃあこれをちょっとコピーして。いいですか。

○副議長（山内孝樹君） 複写を許可します。

暫時休憩します。

午後1時24分 休憩

---

午後1時27分 開議

○副議長（山内孝樹君） それでは、再開いたします。

佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 文書を読ませていただきました。三浦議員は率直な感想で事務的なということですが、まさしく事務的な文書でございまして、町としての結果として最終的には町の裁量というものが大きくなると思いますが、基本的にはこれはもう事務的には多分こういう文書しかないんだろうと思います。

あと、協議の件については、もう一度企画課長から答弁させます。

○副議長（山内孝樹君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 先ほどの答弁と同じになりますけれども、この資料の3つ目のコンテンツのところに、町と県において協議をしたんだというふうな表記になっておりますけれども、この周知期間について町が独自に宮城県と協議をしたということではなくて、県が基本的な方針として3ないし6カ月の間の周知期間が必要だというふうに決めたものですので、町と県が協議の上云々という部分ではございません。

○副議長（山内孝樹君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この文書は間違っているんですね。

○副議長（山内孝樹君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 間違いということではなくて、総論はこれでよいんですけれども、正しく言えば、宮城県の被災市町と県においていろいろ協議をしたとか、そういうのが正しい表記なんだろうと思います。町独自のオリジナルということではないということだけは申し上げさせていただきます。

○副議長（山内孝樹君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 余りこういうことで云々と言いたくないので、おさめたいと思いますけれども、ただ、私とすれば、この文書を見た限り、町と県が協議をして決めたことだと。3

カ月から6カ月と決まっているから、いつ協議して決めたのかと、3カ月から6カ月間という期間をいつの段階で決めただというのを聞いたかったです。なかなか日本語のしゃべり方というのは、回し方によって納得させるような上手な企画課長のいつもの答弁ですので、私も感心しているんですけども、ただこの文書を読んだ限りではそう感じるでしょう、普通は。そう思いませんか。感じないように企画課長は上手にやっているようだけれども、そうじゃないと思いますよ。

この辺で終わりたいと思いますが、いずれにしろ早く入りたい方々がいっぱいいるわけです。前にも同僚議員が、せつかくここに住みたいといった方々がなかなか入れないためにまたよそに行ってしまうんじゃないかというような懸念をされた経緯もあります。まさしくそのとおりでありまして、私が耳にしているといいますか話を聞かされておるのは、復興事業で多くの方々がこの我が町においでをいただいております。非常に住みやすいと、これからも仕事があるだろうと。できれば家族を呼び寄せたいと。家族を呼び寄せてここに住みたいといった方々がいます。ただ、残念ながら住むところがないんだというお話でありましたので、そういった方々のためにもやっぱり一日も早くその一般開放といいますか、緩和をしてやっていただけないのかなというのが、そういった方々の切実な願いにあるわけですから、ぜひいろいろな期間とか制約もあるでしょうけれども、そういった制約もやっぱり政治的な判断でもって変えられるものは変えていかなければならないのではないかなというような思いがするんです。国から言われたから、あるいは県からの指示だとか、そういうふうなことではなく、ここは南三陸町ですからやはり独自の考え方で県あるいは国のほうに働きかけて、そして住みよい町にするというのが私は町長の仕事ではないかなというふうに思うので、町長、いかがでしょう、その辺のところ。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 発信力だと思います。基本的に、先ほど来お話ししますように、完成から2年というものを着工後ということに変えさせたのは南三陸町でございますので、そういった県あるいは国に対して物事をこれまでも言ってまいりましたし、これからもそういう姿勢については堅持をしていきたいというふうに思います。

なお、裁量、例えば今回の条例改正案で先ほどもお話ししましたように、入居の緩和についてもこれは議員の皆様方にお諮りさせていただきますが、そういう面も含めてやりたいと思っておりますし、それから先ほどの移住をしたいという方々のお話、私も随分いただきました。そういった方々の声にも応えなければいけないと思いますし、それから実は今、空き区

画の問題で具体的にそこに法人が社宅を建てて、そこを何とか使わせてもらえないかという具体的なお話もいただいております。ですから、そういうことを含めてやっぱり町として本当にそういった方々に提供できるように取り組んでいきたいというふうに思いますので、ひとつこれからもご理解いただきたいというふうに思います。

○副議長（山内孝樹君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今、空き地についても町長からお話がありましたように、やはり空き室だけではなく、防集の空き地についての要望、希望がいっぱい出てきております。その辺のところの一般開放、先ほどは災害公営のことを言ったんですけれども、なかなか今度は災害公営住宅と違った意味での問題点というのはあるのは知っています。宅地ですからね。果たして一般向けに同じ被災を受けた方々と同じ単価で販売してもいいのかどうかという問題も多分出てくるでしょう。そうはしたくないとは思うんでしょうけれども、そうはやはり国ではうんとは言わないだろうというふうに思っております。被災されたからこそその今の単価であって、一般の企業の方々あるいは個人についても同じ単価ではという問題が出てくるのはある程度の予想はしております。それでも欲しいという方も中にはいるわけですから、そういったことも緩和しながら、考えながら、やはり前に前にと進んでいかなければ町の復興というのはなし遂げられないのかなというような思いでおりますので、その辺も十分に考えていただきながら進めていただきたいと。この程度でやめたほうがいいのかなと思いますので、次に入りたいと思います。

次は、財産管理の関係なんですけど、平成29年度中に町の財産を貸し付けしている、期間切れ、契約満了というのが97契約あります。その中には無償貸し付けが33、有料が64ということがあります。今後の見通しということになるんですけど、その契約更新をするのかどうなのかということと、今後進められる復興事業との兼ね合いですね、その場所を使った復興事業があるかと思うんですけど、そういったことが支障にならないかという問題であります。その辺のところの答弁、よろしくをお願いします。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目の財産管理についてお答えをさせていただきたいと思っております。

財産の貸し付けにおける今後の見通しということでございますが、国あるいは県の公共事業計画とその進捗状況、それから町民個々の生活再建による申請に基づきまして貸し付けを行っていることから、具体的な数値を見通すということについてはちょっと困難でございます

が、平成29年度に契約満了となる貸し付け契約については、申請者から延長などの申し出があれば、基本的には引き続き貸し付けをすることが可能であります。財産の貸し付けにつきましては、町の復興事業はもとより、国や県の公共事業に影響を及ぼさない範囲を貸し付け対象としておりますことから、復興計画には支障がないというふうに認識をしております。

○副議長（山内孝樹君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 平成29年度中でありますから、まだまだ期間があるというふうに見ております。その更新ですけれども、大体いつころに、その97の貸し付けの数なんですけど、今の段階でどれほどの方々がまたさらに再契約、更新という意思がなされておるのか、その辺わかりですか。

○副議長（山内孝樹君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 基本的には、財産の貸し付けの中で主に現在、契約更新を受け付けてしておりますのが、いわゆる普通財産の貸し付け援助というふうな形で受けております。現在、具体的な件数につきましては、3月末で契約更新を希望される業者の方の申請を受け付けているような状態ですので、確定的な件数については今のところ未定でございます。

○副議長（山内孝樹君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 3月の段階では、まだ受け付けをしているけれども未定であるというようなお話であります。まだ時期が早いのかなという感じもいたしておりますけれども、かなりの数なものですから、今課長が言ったように、普通財産についてはまだ未定であるというようなお話でありました。

前回の議会でも臨時会でちょっとシルクの関係でお話をさせてもらいまして、その後いろいろと調査をいたしました。この間の臨時会でも、シルクに対しては普通財産の貸し付けという契約ではないと。使用貸借権契約というんですかね、そういった内容の契約だということでお話しされまして、これにつきましては更新はしないという判断で、これは町長名で出しているんでしょうけれども、平成29年5月31日が満了ということで、町としての考え方は経営が無理なんだという判断のもとで、事業の継続が無理なので町としては更新はできないと。要するに、建物については自費で解体をして更地にしてくれというような内容のものを文書で出したというようなお話でありました。

その後いろいろとお話を聞きますと、今度はその社長さんが今後継者を探しているんだと。その資金の手当ても考えているというようなお話も聞こえてきましたので、同じ町でというか、担当が変われば内容も変わってくるのかなという思いもしたものですから、この際きち

っとしておかなければなという思いから今質問しているんですけども、その辺一体どうなんでしょうね。まだ当事者からやれますよと、何とかまた貸してくださいというようなお話が出てくる可能性もあると。でも、片方や、財産管理のほうではもうだめだからということで、撤去してくれと。片方は、産業振興課に行くと、社長が後継者も探していて資金調達も頑張っているというような話も聞こえてくるので、どうなんでしょうなという感じなんです、町長の知っている範囲で。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これまでの経緯については、るるご承知のことと思いますが、産業振興課の話ではということで、資金を何とかバックアップしてくれるような団体をというお話ですが、実は電話で率直に私もお話をさせていただきました。なかなかそういう状況については、現実としては厳しいだろうということです。その辺を踏まえて向こうの社長のほうでどういう判断をするかということでございますが、基本的に産業振興課の答弁のことについてお話ということでお話しさせていただきますと、なかなか資金を集めるということについては難しいんだろうと、そういう感触を受けたというふうに思います。

○副議長（山内孝樹君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうしますと、管財のほうで文書を出したという方向性に行くだろうとこの解釈でよろしいかなというふうに思います。ただ、残念なんですね、非常にね。平成24年でしたか、おいでをいただいて盛大に落成式、ホテル観洋、町長も多分行って乾杯をしたでしょう。我々議会も議員も招待されて、招待ですよ、会費じゃないんですね、招待。私は行かなかったんですけども、盛大なパーティーをして、あのパーティーも余りやり過ぎなためにこういう結果になったのかなと思って心配はしているんですけども、それは別としまして、とにかく非常に残念です。雇用の面からも、高校を卒業した方々も何人か雇用されるということで、誘致企業といいますか、非常に有望なといいますか、非常に期待の持てる企業だった上に、非常に結果がこういうことになりまして残念でなりません。

ですから、今後やはりよく見て、よく見てというのはおかしいけれども、これを調べて、何でもかんでもがいいというわけではないんですね、結果を見ればね。多分、町長はそのころはうまくいこうとということでやったと思うので、まさかこういう結果になるのは想像もつかなかったと思うんですが、どうですか。想像つかなかったですかね。結果を見て言うわけではないんですけども、なかなか難しい点もあるかと思うんですが、最初のほうは計画が非常によかったためにそう思ったんでしょう。まさかこういう結果になるかとは思っていな

かったと思うんですけども、いかがですか、その辺は。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これはシルク総合開発の前からの町のほうに進出をしたいということでのお話でしたが、基本的に前のほうの会社の方々がなかなか難しいということで、シルク総合開発の斉藤社長が肩がわりという形の中でスタートしたのが震災前の2月でございました。1カ月で被災をしたということになりまして、その後は一時中断ということになりましたが、翌年1月、震災からまだ1年たたない時期にもう1回、南三陸町の歴史ある養蚕業を何とかしたいということと、あわせて、今お話しのように、雇用を何とか助けてやりたいと、そういう思いで斉藤社長から何としても再開したいというお話がありましたので、その熱意というのは大変我々も評価してございました。

しかしながら、ご承知のように斉藤社長が体調を悪くしたということで入院してしまったということが、今こういう状況になったこと一番大きな原因はそこにあるのかなというふうに思います。ご本人の体調は回復いたしました、やっぱりその間のブランクというのは大変大きかったなというふうに思っております。

いずれにしても、南三陸町に養蚕の産業が興るということについての期待というのは、実は腹の中ではいつも思っているんですが、残念ながら今回は、そこまで社長は言っていませんが、私とすれば多分無理な状況になったんだろうなというふうに思っております。

○副議長（山内孝樹君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 非常に残念であります、結果的にはこういうふうになったということで仕方がないのかなという思いもしながら見ておるわけであります。

そこで町長、確認なんです、これは事務的なことになるかと思うんですが、5月31日が有効期限といいますか、その文書は何月何日までに自費解体をやってほしいという、期限つきといいますか、そういった内容のものなのか、どうなのか。最終的にどういう形になるのかなという心配をしているわけですよ。なかなか解体費についても多額の費用がかかるわけでありまして、果たしてその体力があるのかなという心配もするわけですね。そうなった場合においてはどのようにするのか。その辺の見通しというか、心配しているものですから、町としての取り組み方というか考え方をどうするのか。その辺のところを聞かせていただいてもおかないと、と思ひまして質問するわけです。

○副議長（山内孝樹君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 私どもがことしに入りましてからシルク総合開発に送りました内容

証明の内容につきましては、5月31日の期限をもって契約が満了しますと。したがって、以後における契約更新はありませんというふうな内容の程度で送っております。

5月31日をもって建物の収去とかというふうな話につきましては、これは当然民法で定める土地使用貸借の中で土地の明け渡し条項がありますので、期間満了をもって建物を収去するというふうな規定条項がありますので、当然それに基づいて収去を求めていくというふうな形になろうかと思えます。

また、その内容に従わない場合、相手方が応じてくれない場合については、建物の収去と土地の明け渡し請求をこちらのほうから裁判所に対して申し立てをするのが一般的な考え方であるというふうに考えております。

○副議長（山内孝樹君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 法律上の手続で粛々と事務手続はされていくんだらうなという思いはしているんですね。わかります。

そこで町長、会社のほうで今後継者を探している、あるいは資金の調達も考えているというふうなお話もあるわけです。そのときに、その会社と別にどこかの企業がまた引き続きやりたいとか、あるいはその建物を利用して何かをやりたいというようなことも想定されるわけです。ですから、私はここでそんな話をするのもおかしいかと思うんですけども、そういったことも考えて、その建物を有効活用という点からも考えられることもあるんじゃないかなというふうな思いもするわけなので、その辺で今契約されている企業との話し合いというのは持てないのかなということなんですね。ただ、事務的にはそれはできないでしょうけれども、政治的に町としての考え方という観点から、多分、今管財課長が言われていたように進むとなれば、いろいろな費用もかかるわけですよ、町としても、期間もかかれば。そんなことよりも、もっともっと有効活用じゃないけれども、別な企業があつてあの建物を使いたいというような内容の事業が来ればいいのかなと。そういう側面からといいますか、見方を考えて進めていくのも一つの手段なのかなという思いで今いるんですが、その辺、町長、いかがでしょうか。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） シルク総合開発との契約については、何回もお話ししていますように、これはもう5月で終わりということで通達をさせていただきますので、そこの契約というのはあり得ないというふうに思いますが、多分ごらんになった方はわかると思いますが、あの場所、これは仮定の話ですから、非常にお金をかけて随分立派に改装させていただきます。そうい

った意味であそこを活用するという事になれば、活用できなくはないというなかなか施設になっているなというふうに思います。これ以上はなかなか申し上げられませんが、そういうことだと思います。

○副議長（山内孝樹君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今の段階でそれ以上のお話というのは難しいし、想定も言えないと。わかります。私もその想定も本当はこういう場所では言えることではないんですが、ただ、せっかくある建物でありますし、もったいないと。法的に進むと、やっぱり経費もかかれば時間も先ほど言いましたようにかかって、無駄なこともあるんじゃないかなという思いの中で今の発言をさせていただいております。

ひとつそういった方向性で考えていただければ、さらにいい結果が生まれるのではないかなと。もちろんシルク総合開発との契約は満了になりますから、先ほども言いました別な企業という名前はあえて申し上げているわけでありまして、そういったことで進んでもらえばなという思いで、質問を終わります。

○副議長（山内孝樹君） 以上で三浦清人君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時10分といたします。

午後1時54分 休憩

---

午後2時09分 開議

○副議長（山内孝樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告2番、佐藤宣明君。質問件名、復興期の最終年度に当たり現状分析は、2、地域コミュニティの再構築のための基本的考えは。以上2件について、一問一答方式による佐藤宣明君の登壇発言を許します。8番佐藤宣明君。

〔8番 佐藤宣明君 登壇〕

○8番（佐藤宣明君） たまの登壇でございますので、非常に緊張いたしております。よろしくお願ひ申し上げます。

議長の許可をいただきましたので、8番佐藤宣明は一般質問を行います。

質問事項は、復興期の最終年度に当たり現状の分析はどのようにしておるかということでございます。

本町の東日本大震災からの復興につきましては、平成23年度から平成32年度までの10年間をそれぞれ復旧期、復興期、発展期と区分とした震災復興計画に基づきまして、連続性、継続

性を保ちながら、いわゆる復旧しながら復興する、復興しながら発展するということを目指し、複層的に進められてまいりました。発災から6年を経過する中で、政府の復興支援も5年間の集中復興期間から復興創生期間に移行され、平成29年度で2年目となるということでございます。とりわけ平成29年度は、本町復興計画の復興期の最終年度、発展期の中間地点となるわけでございます。この段階におきまして、次の点についてお伺いしたいというふうに思います。

1つには、これまでの復旧・復興事業についての検証をどのようになさっておるか。

2つ目に、本格的な発展期に当たりまして、その対応する組織体制はどういうふうに考えておるか。

3つ目に、当面の復興財源の見通し、それから将来にわたる財政シミュレーションをどのように描いているのか。

さらには、残された大きな課題とは何かあるのかということでございます。

以上、壇上からの質問といたします。よろしく願いいたします。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、佐藤宣明議員の1件目のご質問、復興期の最終年度に当たっての現状分析はということについてお答えをさせていただきます。

まず、1点目のご質問でございますが、復旧・復興事業についての検証についてということですが、東日本大震災からの復興に当たっては、国と地方との新たな仕組みとして東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税が創設され、復興交付金は一括交付金として被災地の復興を後押し、さらに復興交付金で充足できない分は震災復興特別交付税で補填されますことから、事業費に係る自治体負担がなく、事業を行ってまいりました。また、復興交付金による基金の造成、年度間調整、事業間流用など、使途と運用の両面でもかつてない柔軟性が見られます。被災自治体の財源保障と財政自主権の一部拡張という点では、一定の前進があったものと感じております。

このように手厚い国からの支援もあり、本町の復興事業は今年度で防集事業及び災害公営住宅が完了するなど、おおむね計画どおり進捗しているところであります。一方で、町民の命と財産を守る防潮堤工事や漁集事業については、関係機関との複雑な調整などもあり、進捗が伸び悩んでいる状況であります。また、復興庁の対応につきましても、過去には査定庁とやゆされたこともありましたが、結果といたしましては満足する対応であると評価をしております。

これまでの6年間の総括としてはこのように感じているところでありますが、復興事業の検証につきましては、町民一人一人の復興の定義が異なることから、改めて復興計画の最終年度を目途に事業復興の考え方を取り入れながら、町民目線で検証を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目のご質問、本格的な発展期に対応する組織体制についてお答えをさせていただきますが、復興事業はハード面の整備が一定程度進み、発展期の中間年度となる平成29年度は、ハード事業からソフト事業への転換期であります。復興の総仕上げを加速させるという期間と考えております。

これらに対応する組織体制といたしましては、南三陸町行政組織条例及び南三陸町総合支所設置条例の一部を改正する条例制定を今定例会に付議を予定しているところでありますが、住まいの再建と基礎となる基盤整備が完了したことに伴い、復興事業推進課を発展的に解消し、また、産業の復興に対応し機動的に対応するため、産業振興課を農林水産課及び商工観光課に分課したいと考えております。さらに、歌津総合支所については、地区住民のニーズに的確に対応する組織へと改組するなど、復興ステージの変化に合わせ効率的な組織運営及び効果的な施策展開を図るため、本庁及び歌津総合支所の組織を新たな組織体制へと見直しを予定しているところであります。

次に、ご質問の3点目、復興財源の見通しと将来にわたる財政シミュレーションについてですが、まず復興財源の見通しにつきましては、復興交付金事業計画に定める事業については既に大枠での財源が担保されており、引き続き国費が充当されるものと考えております。

また、将来にわたる財政シミュレーションについては、町民の方々に必要な行政サービスを提供しつつ、持続可能な行財政運営を展望する上で必要となりますが、歳入、歳出とも推計するには不確定要素が多く、特に事業の長期化が懸念されている漁港施設、防潮堤建設事業については平成32年度までの財源は確保されておりますが、その先が確保されておられません。また、議員ご承知のとおり、財政運営上の根幹財源であります普通交付税についても、震災特例によって平成32年度までは一定の財源確保が見通せる状況にありますが、それ以降は期待できないと考えております。今後も引き続き注意深く動向を把握しながら、平成32年度以降の財政収支の見通しを立ててまいりたいと考えております。さらに、国、県等、関係機関に対し、復興事業が完了するまでの間は確実に必要な財源が確保されるように要望してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、残された課題等についてであります。本町では震災から6年が経過する今もなお、さまざまな課題を抱えておりますが、その中でもとりわけ防潮堤や漁集事業の推進、移転元地の利活用、公共施設の維持管理、人口減少問題が大きな課題であると認識しております。これから課題の多くは、今後も継続して取り組んでいかなければならないものであり、中には本町だけでは解決できないものもありますので、関連市町や関連機関との連携を図りながら取り組むとともに一つ一つの課題を確実に解決し、とまることなく復興まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 私は、平成27年の12月定例会におきまして、その段階での同じような質問をいたしてございます。したがって、それをなぞるような質問の内容が随所に出てくると思っていますので、あらかじめご了承くださいというふうに思います。それから、質問の性格上、多分に事務的な分野にまで及ぶということもございます。したがって、町長には担当職員をご指名の上、ご回答願いたいというふうに思います。

それで、発災から6年を経過いたしますが、私的にはようやくここまで来たかというふうな感じを持っておるところでございます。また、町民の皆さんは復興事業が進んでいるということを目で見、肌で感じているのではなかろうかなというふうに、私個人ではそう思っているところがございます。

そこで、るる質問してまいります。まずもって現段階で復興事業の大幅なおくれや、あるいは検証の結果に基づいて計画等を変更している部分というのはあるのでしょうか。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどちょっと答弁させていただきましたけれども、本当にこの6年間、復興庁、国を含めてですが、大変いわゆる自治体の負担なしということでの復興事業を支えていただきましたので、改めて我々も御礼を申し上げなければいけないというふうに思いますし、また、その事業も進めてくることができたというふうに思います。

今、変更があるかというご質問でございますが、基本的には現状として変更ということはございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） はい、了解しました。

それで、特にいち早く着手しました生活再建の場、いわゆる防集団地造成事業、災害公営住宅整備事業が完了する運びになってございます。非常にご同慶にたえない次第でございます。

そこでお伺いしますが、造成地の引き渡しあるいは復興住宅への入居、最後の最終段階になっておるといふことですが、問題等は発生しておらないのか、いわゆる年度内中に引き渡しあるいは入居が完了するという運びになっておるのかどうか。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 議員の皆さん方のお力添えもいただきながら住宅再建ということを進めてまいりまして、おかげさまでこの3月で全て完了ということの方向になってまいりました。3月20日になりますが、午前10時から志津川中央団地、一番最後まで残っておりました中央団地の災害公営住宅、これを最終ということでの落成式を開催したいということで今計画を立ててございますので、そういう観点からいけば多分大丈夫なんだろうというふうに思いますが、なお詳細につきましては市街地整備課から答弁をさせたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 復興市街地整備課長補佐。

○復興市街地整備課長補佐（男澤知樹君） 志津川の3団地につきましては、昨年12月の中央団地の引き渡しをもちまして、住宅を建築できる状態にするという点につきましては完了をいたしております。

議員もご承知かと思うんですが、団地の縁辺部、公園、そして階段工とか緑地の工事を現在進めております。当該工事につきましては、ことしの夏ぐらいを目途に完成をさせたいというような状況でございます。いずれにいたしましても、この志津川の中央団地の引き渡しをもって、被災された方々への宅地の造成につきましては全て終わっております。以上です。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 8月着工じゃなくて完成ですか。はい、了解しました。

それから、現在仮設住宅に残っている方々がいるということでございます。それで、話は発展するわけでございますけれども、仮設住宅の集約化の問題、その状況というのはどういふふうになっているのか。最終的に、いつ、どこに、どのように集約するのか、今現在の状況をお知らせください。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 詳しくは保健福祉課長から答弁させたいと思いますが、本当に2年ほど前、3年ほど前になりますか、仮設住宅の集約ということをお話をさせていただいて、大規模な集約が行われるのかなというふうに思っておりましたが、幸か不幸かといひますか、5軒だけです、集約をしたのは。それ以外は現行の仮設住宅の中で皆さんにお住まいをいただいておりますので、今後の方向性ということにつきましては保健福祉課長から答弁をさせ

たいというふうに思います。

○副議長（山内孝樹君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 仮設住宅の集約化についてでございますが、今年度も仮設の集約化ということで団地を回りまして説明会等々を開催してございます。その中で、実際に集約ということで仮設を移っていただく方につきましては、今年度は5世帯ほどの規模になるかと思っております。いずれ平成29年度中にほぼほぼの団地の仮設住宅の撤去作業も予定されておまして、平成29年度末には14団地の仮設住宅ほどが残るといような計画といような予定になっております。なお、今後県の解体の工事の入札等も平成29年度になってございますので、現在は見込みということで捉えていただければと思います。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 5世帯というのは、平成28年度中に集約したということなんでしょうか。どこに集約したんでしょうか。

○副議長（山内孝樹君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） ちょっと数字の捉え方なんですけれども、大変申しわけありません。5世帯というのは、来年度、平成29年度に移っていただく方が5世帯ほどという状況でございます。平成28年度までに約10世帯の方にご転居いただいております。転居先はいわゆる各地区に集約拠点団地を設けてございますので、志津川地区でいえば志津川小学校・中学校、沼田1期・2期ということになります。戸倉地区では戸倉中学校、入谷地区では入谷中学校、それから歌津地区では吉野沢団地と平成の森ということになっておまして、こちらのほうに集約をするというふうな予定となっております。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） そうすると、大体地域ごとに1カ所にまとめると、集中するという考え方のようで、それで14団地が残るんだと。平成29年度中には集約できるんですか、これ。その辺、いかがですか。

○副議長（山内孝樹君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 先ほど申し上げたとおり、実際移っていただく世帯については現在聞き取り等々をやっておまして、5世帯程度と。それから、他の仮設住宅については集約ではなく、最後に抜ける方が2世帯、3世帯が同時期に退去なさるので、それは集約をせずにといような考えでございまして、先ほどの5世帯につきましてはあくまでも仮設に1世帯分のみ残ってしまうような状況が半年以上続くと見込まれるような世帯を中心に転居

いただくという考えでこのような数字になってございます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） はい、大体了解いたしました。

それから、本町の仮設住宅への入居につきましては、特定延長で7年目までというふうになってございます。それで、みなし仮設住宅、この取り扱いはどうなるんだろうなど。平成28年10月末現在では235世帯ほどあるということですが、制度的にどうなるのか。

それから、14番議員もご指摘しておりましたが、仮設住宅から退去後の見通し、これが未定の方あるいは把握できていないという世帯があるようでございますが、本町の実態はどうなのか。あるとすれば、どういう対応策をとるのかということでございます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどの14番議員の答弁でもお話しさせていただきましたが、まだ未定という方が85世帯ほどいるということでございますので、今、庁舎内でチームを編成しまして、2人1班の5班で今その辺の動向等を調査しているというところでございます。

前段の部分については、担当課長から答弁させたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 現在、今町長が申したとおり、85世帯ほどが意向未確定といった状況でございます。その中で仮設住宅、みなし住宅にお住まいの世帯は9世帯というふうに捉えてございます。

それから、みなし仮設の世帯の扱いはどうなるのかということでございますが、いずれ次の更新の時期が参りますと、特定延長の方以外については、今まで無料だったのが有料になるといったふうになるものでございます。特定延長の方につきましては、引き続き無料のままということになります。あくまでそういった方々につきましては、防集等の団地は決定しているんですけれども、工期の関係で平成29年度中に移れないといった理由がちゃんと成り立つ方でございます。ここにつきましては昨年7月までに申請をいただいて、宮城県に上げまして、国、県の了承を得て決定させていただいているといった状況です。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） そうすると、みなしについてはもう既に把握しておるという状況でございますね。

それから、大変前後して申しわけないんですが、いわゆる造成団地への住居の建設でございますが、引き渡し後、前にも言われているんでしょうが、ちょっと失念しましたので確認し

ますが、いつまでに建設しなければならないのか、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これは1年ということになってございます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） そうすると、引き渡し後1年と、着工ですね、ごめんなさい、着工。それで、もし、着工する予定だったんですが、残念ながらこれこれこういうわけで着工しかねましたという方々も恐らく出てくるのではなかろうかと思うわけですが、その辺の対応はいかがでしょうか。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それぞれ事情があるというふうに思いますが、事情があつてやむを得ずという方についてはもう1年ということになります。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） これは何か、町の条例か何かでそういう規定というか、細かい取り決めをしておるんですか。

○副議長（山内孝樹君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 防集団地の建物の建築につきましては、いわゆる防集団地の要項の中で基本的な期間というものを定めております。先ほど町長が申しましたように、原則的には1年、特に事情がある場合についてはさらに1年間お待ちしますというふうなことで、特に理由がある場合とは、例えば1年以内に工事に着手しようとしていたが、請負業者のほうで日程的に間に合わないとか、特段の事情がある場合については最大2年まで延長しております。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） しつこいようですが、1年延長して、さらにどうしても建てかねるといふケースも想定されると思うんです。それはどういうふうになりますか。

○副議長（山内孝樹君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 議員がご指摘されましたような事案につきましては、既に我々のほうで何件かその対応を経験しております。現実には、その内容としましては、世帯のいわゆるその家族の都合とか、あるいは建設資金の予定が予定どおりできなかったとかというふうなさまざまな事情があるわけなんです、我々としては申し出があつた内容を尊重しまして、一応解約というふうな形で白紙に戻しております。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） はい、了解いたしました。

それから、生活再建支援制度、基礎支援金が100万円、加算支援金が200万円という制度がございます。基礎支援金の打ち切りが宮城県では来年4月ですか、ということです。それで、対象者と未申請者の確認を各自治体に求めるということになっておるようでございますが、そのような県からの指示はありましたか。

○副議長（山内孝樹君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 基礎支援金については1年延長ということで、来年の4月10日までといった通知がございました。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） それで、基礎支援金はいいいんですが、特に加算支援金ですね。これから建築なさる方々という形になるんでしょうが、いわゆる、いずれは加算支援金も打ち切りになるだろうというふうな段階が来るだろうと。したがって、最終的には落ちこぼれのないように周知徹底を図っていただきたいなという思いがあるんですが、その辺はいかがですか。

○副議長（山内孝樹君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） ちょっと数字なんですけれども、基礎支援金が未申請の方が昨年末で9件だったと思うんですけれども、そのうち最近たしか申請が1件ありましたので、残り8件であると捉えております。

それから、加算支援金につきましても、現在は来年4月10日までといった期限になってございますが、多分にこれにつきましても延長されるものだろうというふうに捉えてございます。いずれその辺の判断もされることと思いますので、その期限に皆さんの復興が間に合うようにこちらでも支援をしていきたいと思っております。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） ええ、確かに支援はやらなければならないわけですよ。ただ、その時期がありますよということの徹底した周知をしていただきたいなというふうな思いがございます。

それから、次に災害復旧事業について伺いたい。先ほどもいろいろございましたが、私なりに質問したいというふうに思っております。

災害復旧事業と復興事業と両面にわたって事業展開がなされておるということで、非常に

我々もわからない、町民もおそらくわからないというふうな状況下にあるかというふうに思っております。平成29年度におきましても、災害復旧費が62億円余りと。内容につきましては、漁港施設災害と道路災害、それから庁舎が主な内容のものになっておるわけでございますが、以前にも伺いましたが、この災害復旧事業というのはいつまで継続されていくのか、事業期限というのはあるのかという疑問を持っているわけですが、いかがでしょうか、その辺。

○副議長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 通常の災害であれば、発災から3年会計年度ということになっておりますが、今回につきましては平成32年度まで対応が可能だというふうに聞いております。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） そうすると、平成32年度までというと、我が町の復興計画の最終年度まで可能だということですね。

ところで、その災害査定なるもの、災害復旧事業の査定ですね、災害査定というのは全部終了しておるのでしょうか。いかがでしょうか。

○副議長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 災害査定につきましては、平成23年度に全ての箇所を終了しております。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 特に漁港施設であります。現在まで明許繰越、事故繰越、そして再度予算化するといった流れで推移しておるわけでございますけれども、先ほども関連でございましたが、事業の完了年度というのは、漁港の最終年度はいつなんでしょうか。漁集とは別に漁港だけの事業としては、完了年度はいつになるのかということですか。

○副議長（山内孝樹君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 漁港につきましても平成32年というふうに考えております。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 漁港も平成32年度までですか、いわゆる災害復旧としての。平成32年度まで。そうすると、そうか、着手していない部分があるんですね。着手しているんですか、全部。

○副議長（山内孝樹君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 漁港の災害復旧については、漁港施設と防潮堤という2本立てになっています。漁港施設についてはかなり着工済みになってまして、ほとんど残っているのが、田の浦、石浜、稲渕、葦の浜、清水、細浦、折立、津の宮、滝浜と、これはほとんど防潮堤絡みで両方接しているといったような形で残ってくるということになっています。

それから、多くのお金をつけては流しという形でご迷惑おかけしておるんですが、これはほとんどその防潮堤に絡むものです。防潮堤に絡むものにつきましては、災害復旧で14カ所あります。これのうち、着工しているのが2カ所です。これは平磯と長清水ということで、災害復旧絡みについては県にお願いをしてやっている分、2カ所だけが現在のところ着工しておると。

これがなかなかいっていないというのは、災害復旧の査定を受けた後、この災害復旧の査定が皆保留という形で、そのままやったらだめだということになっています。一応その保留を解除してもらおうということの水産庁あるいは財務省にオーケーしてもらおうという保留解除という手続が必要になっております。これについて今現在、災害復旧で保留解除になりましたのが、港、平磯、水戸辺、津の宮、長清水5カ所ですか、5漁港についてオーケーになっています。このうちまだ着手していないものについては、この2月ごろに保留解除になったと。もうほとんど書類は出しておりますので、これから順次、保留解除になって着工が可能になってくるというふうに考えております。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） そうしますと、いわゆる漁港としての最小限の機能、いわゆる本来の災害復旧ですね、そういうものは済んでおると。ただし、防潮堤、そういうものが残っておるんだという理解でよろしいんですか。

○副議長（山内孝樹君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 最小限の機能ということで、この辺が何といいますか、防潮堤との絡みのぐあいによりまして非常にたくさん残っているところ、それからほとんどできていても大丈夫だということというのはあります。特に田の浦につきましては船揚げ場が2カ所あるんですけれども、これらについて両方とも着手ができていないという大変気の毒な状況で推移をしております。

ですから、こういうようなものを、いわゆる防潮堤のほうを何とか早いこと着手できるような形に持っていきたいというふうに考えております。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 我が町の基幹産業でございます漁業に絶対欠かせない施設でございます。大変な難しさもあるんでしょうが、ひとつ早目早目の展開で整備をしていただきたいというふうな思いでございます。

それから、道路はどうでしょうね。

○副議長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 道路につきましても、幾つか残ってございます。大きいものが、二級河川にかかる橋梁に伴うものでございまして、ご存じのようにただいまバック堤の建設をしているという状況でございまして、これらの工事に合わせて施工しなければならないということで、少し時間がかかるというふうに考えてございます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） はい、大体大まかにわかりました。

それから、いわゆる国県事業でございますが、その着手状況と進捗率というものは我々には全然目に見えないというか、そういう状況でございます。国県道の整備あるいは河川堤防の整備、防潮堤の整備とそういう事業がなされているんでしょうが、完成年度というか、そういう予定というのはわかりますか。

○副議長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 河川から申し上げますと、バック堤については全て着手済みということになってございまして、契約上の工期につきましては平成29年末ということで契約はされています。当然あと1年後でございますが、多分なかなかその工期は厳しいのかなというふうに考えてございます。

県道につきましては、上から言いますと、泊崎半島線、弘川町向線が今契約をさせていただいて工事をしているという状況でございまして、未着手が泊崎半島線の中山地区という状況でございます。そのほかは全て着手済みであります。

国道につきましては、順次それぞれ工事をしてございますが、完成年度はちょっとまだつかんでいないところがございますので、大変申しわけございませんが保留とさせていただきたいと思っております。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） サンオーレそではまは今シーズンまで間に合うような計画というか、進捗だということですが、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ことしの7月中旬ごろにもう既に予定が入っておりますが、海開きとい  
いますか、オープンするということで日程はもう既に決定してございます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） はい、わかりました。

最後に伺いますが、公共施設の再配置でございます。これまで数々の公共施設を契約させて  
おるとい状況でございますが、残る公共施設でこれから事業が始まるというものほどのよ  
うなものがありますか。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、給食センターということになります。それから、志津川保育所の  
建設。それから、生涯学習センターといえますか、図書館機能をあわせ持ったこの施設。約  
この3つが最後に残った公共施設の建設ということになるかと思います。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 災害復旧で復旧なされるいわゆる総合運動公園、旧松原公園ですよね。  
この事業はどうなんでしょうか。

それから、自然環境活用センターは従来、波伝谷にございました。現在は環境省のビジター  
センターですか、ということで今建設されて、そういう運用をなさっておるようございま  
すが、さらには当町特有の震災前には海浜センターと、非常に有効な機関がございました。  
その辺の兼ね合いというものはどういうふうを考えておりますか。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 松原公園、建物のことをイメージしておりましたけれども、松原公園に  
つきましては、志津川中学校の下の場所に移すということが決定してございまして、ただ、  
ご承知のようにあそこに今、仮置きをたくさん盛ってございます。したがって、松  
原の公園整備につきましては、これは本当に最終のほうにいかざるを得ないんだろうという  
ふうに思っております。

それから、ネイチャーセンターでございますが、基本的にはランドデザインの中では松原  
のほうに、昔の松原公園、あちらのほうに建設をするという予定でございましたが、いろいろ  
関係機関等々の調整も含めあるいは議論も含めて、ネイチャーセンターにつきましては建設  
はしないということで、基本的には当面、考えているのはですよ、決定ではございませ  
んが、考えているのは今病院、旧診療所ですね。そちらの1フロアを使うかということと、そ

れから将来的には戸倉の公民館、あちらのほうをネイチャーセンターとして使えないかということを含めて検討してございますが、いろいろ制度上の問題で最初から戸倉公民館を使うこともできないということでございますので、差し当たりはネイチャーセンターについては旧診療所の跡で再開したいというふうに考えて、今準備段階に入っております。

それから、3点目の海浜センターでございますが、これにつきましては再開はしないということでご考えさせていただいております。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） その海浜センターですが、むしろネイチャーセンターというか、機能はどうかはわかりませんが、そういうものこそ有効ではなからうかと私は思うんですが、町長、いかがでしょうか、その辺。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災前に海浜センターにおきましては種苗生産ということでやっております、水産、南三陸のそういった貢献を随分いただいたということがございますが、その内容等についていろいろ経緯等がございます、いずれ担当の企画課長からその辺の答弁をさせたいと思いますが、最終的には海浜センターは再開はしないということでございます。

○副議長（山内孝樹君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） もともと種苗の育成と管理について袖浜の海浜センターが担っていた。宮城県のちょっと場所は忘れたんですけども、県の施設が今度その役割を担うということが表明されましたので、町の公共施設の再編計画を立てる際に、それでは海浜センターは必要ないのではないかと結論に達したところでございます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 県の試験場なんですかね、それはもともとあったわけですね。先ほど申し上げましたが、我が町特有、独特というか、私はくどいようですが、非常に有効的だったろうというか、それなりの成果も出してきたんだろうと思う海浜センターでございます。そういうものを軽々としてやりませんと、県の試験場があるからいいんですと、そっちでやりますと。そういう方向でよろしいんですか。

○副議長（山内孝樹君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 公共施設の再配置計画をお示しするときにそういう説明をさせていただいた記憶があるんですけども、改めてここで確認ということで、県の施設がその役割を担うということでございますので、それとは別に町でも同じものを新たにつくるという

ことは考えなかったというところでございます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 企画課長が担当だそうですが、町長、どういうふうに考えますか。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災前は基本的には種苗を行っていたのは、アサリとかナマコという、そういうことですかね、多分それぐらいだったと思いますが、アワビも一部ということですが、基本的にはもう今言いましたようにアワビについては県のほうでもやりますということですので、その辺は県のほうにお任せをして機能分担と申しますか、役割分担をしっかりとしましようということでの結論に至ったということだと思います。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） はい、大体わかりました。

制度の運用とか、あるいは事業調整と、そういったいろいろな難しい面もおありになるんですが、順調な復興の流れをとめることなく、いわゆる不断なく検証を加えながら丁寧に各種事業を進めていただきたいというふうに思います。

次に、2つ目の本格的な発展期に対応する組織体制はということでございます。

これまでも復興事業等の変遷により何度か組織の改編が行われてまいりました。先行的に進められてまいりました生活再建の場の整備事業が完了しまして、これからは本格的な発展期、すなわち第2次総合計画に掲げる将来像も含め、その実現に取り組む組織体制が必要なんだろうというふうに思っております。既にこのことにつきましては改正条例案が提出されております。

あえて申し上げますと、第2次総合計画の政策の2ですか、「なりわいと賑わいのあるまちづくり」というものの実現のため、すなわち本町の将来を左右すると思われる産業振興の重要性を考えた場合、改正案を見ますと現在の産業振興課を農林水産課、それから商工観光課ですか、2つに分離すると。分離するだけですよね、2つにね。

私はもう少し思い切った、今申し上げましたように、いわゆる産業振興というものがうちの町の将来に本当に重くのしかかっているというふうに思っておるわけございまして、例えばでございますが、基幹産業であります水産を重視した農林課、水産課、商工観光課、あるいは当町の本当になめとなる観光交流事業を重視した農林課、水産商工課、観光交流課と、いわゆる組み合わせはいろいろとあると思うんですが、もう少し思い切って3課ぐらいに分割して、将来に向かって突き進むという考え方もあるのではなかろうかなと思ったわけござ

ざいますが、そういう議論は庁内でございましたか。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 原点としてこれまで産業振興課という形の中で、実はこれは震災前に産業というのは要するに横の横断、これがないとお互いやりとりをしっかりとできない、そこをやっぱり6次産業化も含めた形の中で産業振興という一くくりの中でやろうということでスタートをさせていただきましたが、震災後、農林水産、商工観光、大変仕事がふえてきたということもございます。

今おっしゃるように、これからの町の産業振興という観点から考えた場合に、従来の産業振興課という形の中でいくよりも、今回こういう2課に分けた形の中で進めていったほうが産業振興に結びつくだろうという判断をさせていただいた結果としてこう2つに分けたわけですが、考え方とすれば農林水産あるいは商工観光、2つでいいのかということもこれは一つのご意見だというふうに思います。

ただ、ご案内のとおり、これから職員はどんどん減っていきます。そういった中で果たして課をいろいろふやして行って、その中で職員が減っていくということで、どのように配置をすればいいのという問題等もこれから必ず出てくるというふうに思いますので、今回は2つの課ということに分課をさせていただいたということでございます。

なお、庁舎内、いわゆる職員間でどのような議論があったかということについては、総務課長から答弁させたいと思います。（「企画課長です」の声あり）

○副議長（山内孝樹君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 概要は、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。もちろん佐藤議員がおっしゃるように、専門的な部署、部署ということももちろんいいんですけども、これからはやはり人口減少、それから職員の数も減るということで、ダウンサイジングを意識しながらの組織、それで復興の次はやはり産業振興が主役にならざるを得ないというところで、4つの課に分解するというよりもやはりまず2つにして、係の充実をしっかりと図っていきましょうと。

何よりやはり箱といいますか、組織といいますか、それよりも職員の今後の意識、そういったものもしっかり絡めながらやっていかないと、組織だけをつくってもなかなか町民へのサービス向上にはならないだろうということで、これから下の低地部のにぎわい回復事業が中心になりますので、とにかく組織としてもうそこを第一優先にしたというところで今回の組織の考え方になりました。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 確かに分けるだけが能じゃないと。それから、肝心かなめの職員数という問題もあるということで、2課にとどまったというお話でございますが、いずれ、私が申し上げましたように、産業振興につきましては本当に我が町の将来を左右する分野でございます。したがって、そういう物事の捉え方、考え方、特に2課というわけでございますので、今町長がおっしゃるような横断的な連携的な形を密にさせていただいて、いわゆる産業振興に邁進をしていただきたいなというふうに思うわけでございます。

それから現有職員でございますが、昨年の12月1日現在で351人と。そのうち他の自治体等からの派遣が108人となっているということでございます。新聞報道等では、熊本地震あるいは鳥取地震の影響で西日本からの応援が減るということで、沿岸市町村に対する応援職員の不足が報じられているということでございますが、本町の状況はどうなのか。最終的にどれくらいになるのか。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当町においでをいただいた派遣職員の数、今お話しのとおりでございますが、震災以来、大変ありがたいことにこれまで当町として必要な職員、職員派遣ですね、これはもうずっと担保されてきたということです。新聞報道等でもあるように、充足率はもう98%とか96%とかというところでずっと推移をしております。ご承知のように、毎年1回派遣元の自治体に顔を出させていただいて、御礼とお願いをずっと繰り返してやってまいりました。自分自身で言うのもなんですが、その結果としてやっぱりこういう職員の確保ができたというふうに思っております。

今回、新年度になりますが、30人ほどの派遣職員の減ということになります。これは新年度の事業あるいは仕事の内容等について鑑みて、これぐらいの人数がいれば大丈夫というところになりました。議員の皆さん方にも感謝を申し上げたいのは、復興事業もこうやってだんだんだんだん進んでまいりまして、派遣職員の数も減らしても大丈夫というところまで我々の復興が進んできたということでございますので、本当に改めて派遣元の自治体の皆様方に感謝を申し上げさせていただきたいというふうに思います。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） はい、わかりました。

それから、この部分で最後になりますが、復旧・復興事業が相当進展したと、いわゆる住環境の整備というものが整ったという形でございますが、若干でございますが風評として町民

目線の目が足りないと、あるいは役場内に気の緩みがあるとか、少し庁内職員の緊張が希薄になっているという感じ方をしている人もございます。町長としてどういうふうに感じておりますか。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 職員の規律等につきましては、総務課長を中心にしてこれまでも取り組んでまいりましたし、さまざまな指示もしてまいりましたが、ある意味、町民の皆さんからそういう目で見られるということについては、我々としても非常に遺憾でございますので、基本的にはそういうことがないように職員の規律をしっかりやりたいというふうに思います。

○副議長（山内孝樹君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） 職員の服務規律に関する件でございますけれども、本年になりまして新年度また体制も変わるということもありましたので、改めて全職員を対象にした研修会を1度開催してございます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） はい、わかりました。

はやり言葉でもないんですが、いわゆる「町民ファースト」であります。町民は、期待と不安、両面を持ちながら懸命に自立しようとしている段階でございます。お願いしますので、英知を結集しながら、組織一丸となって町民福祉の向上に努めていただきたいというふうに思うわけでございます。

次に3点目でございますが、当面の復興財源の見通しと将来にわたる財政シミュレーションでございます。

集中復興期間が平成27年度で終了しまして、平成28年度からは復興創生期間に移行されております。同時に、復興交付金事業も5年間延長されている現状でございます。そういう状況の中で、本町の交付金事業、5省40の基幹産業のうち20事業が着手しているということでありました。その当時の質問では、全体で1,300億円の事業計画で7割が住まいの復興ということでもございました。こういうバランスは現時点でも変わりございませんか。

○副議長（山内孝樹君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） はい。佐藤議員がおっしゃるとおり、大体7割から75%ぐらいということで、お見込みのとおりでよろしいかと思えます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 復興交付金は17次までですか、申請されて随時決定になっておるとい

ことでございます。全体でこれまでの申請額と決定額というものは出ておりますか。

○副議長（山内孝樹君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 1,100億円でございます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） そうすると、残るは200億円ということになるんですかね。これも以前に聞いておりますが、残るはソフト事業だと。当時でいえば150億円で、うち50億円が防集事業だと。家賃低減、利子補給などが100億円ぐらいだというふうなお話を承っております。そういうことでよろしいんですかね。

○副議長（山内孝樹君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 家賃低減につきましては、入居率にも影響してまいりますので、当初の見込み100%入居という予定からは交付金は当然下がりますけれども、時点、時点で変化は出るというところでございます。

1,300億円という全体の交付金事業の内容については変わっておりません。ただ、これから防集事業と災害公営のハード事業が終わりましたので、事業ごとに精算をする仕事が出てまいりますので、その事業によっては国庫にお返しをするという作業が出てきますので、全体の交付金については当然これからふえたり減ったりと、ふえるということはないと思います。間違いなく返還のほうが出てまいりますので、その範囲内でおさまっているというふうに捉えてよろしいかと思います。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 今、企画課長から精算の話が出ましたけれども、そうですね。いわゆる財政調整基金、残高が平成27年度末で83億円余り、そういうふうな状況のようでございます。これは総務課長に以前聞きましたが、純粋な一般財源ではないんだと。いわゆる交付金事業の補助裏、それから復興特別交付税が肩がわり財源として入っておるんだと、その積み立てがございますと。いわば全くの真水ではなく、塩分も含まれているというふうな状況の話でございました。現在の状況はいかがでしょうか。

○副議長（山内孝樹君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） 本年度に入りまして、その財調の内容について改めて精査をいたしました。基本はやはり震災復興特別交付税の財源の部分が多うございますけれども、ただ、当初は被災しているということで、その災害時対応の部分の財源が平成23年度は震災復興特別交付税で普通の特交だったんですけれども、それを算定の部分と、あと平

成24年度から平成26年度まで3カ年にわたってその現年災対応の震災復興特別交付税が入っております。その総額が32億4,000万円ほどなんですけれども、この部分については特段、その事業の特定財源という形ではございませんで、一般財源扱いで構わないという財源でございますので、平成27年度末で83億円の財調のうち33億円ぐらいはいわゆる真水の部分だというふうに認識はしてございます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） そうすると、50億円がそういう部分であるという、逆ですか……（「逆です」の声あり）50億円が真水という理解でいいんですか。（「50億円は」の声あり）逆。そうですか。了解しました。

それから、この精算でございますが、果たして各復興事業が終わった段階でやるのか、それとも全事業の終了段階でその調整というか、されるのか。その辺はどうでしょうか。

○副議長（山内孝樹君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） 震災復興特別交付税の扱いと復興交付金の扱いが別でございまして、交付税の部分については翌年度に過大・過少という措置で基本的に精算してございますので、今年度にわたって震災復興特別交付税の精算をするというのはちょっと考えにくいんですけれども、交付金関係については当然事業が完了した後に一斉に精算するときに参りますので、その段階でいわゆる海水部分と称される財調の部分についても取り崩して返還するといったことも想定してございます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） それから、将来にわたる財政シミュレーション、非常に大事な部分でございまして、先ほど町長がおっしゃられているように、人口減あるいは被災元地の維持管理、その集積、有効活用と、あるいは公共施設のランニングコストの増大とか、いろいろな課題というか、頭の痛い問題があるわけでございますけれども、予算概要の説明を読みますと、しばらくぶりで私は懐かしいんですが、スクラップアンドビルドという言葉が出てまいります。うちのほうはスクラップだらけで、ビルド、ビルド、ビルドでそれこそ大変なんだろうけれども、ビルドだけでね。非常に懐かしく感じております。いずれ相当厳しい状況が目に見えてまいります。町長、どのように感じておりますか。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災以来、私はずっと議会の中でお話をさせていただいてきたのは、やっぱり我々、この東日本大震災の前のチリ地震津波を経験しまして財政再建団体に陥ったと

いう、過去そういう歴史がございます。そういったことに、この東日本大震災を経験した後にそうあってはならないということはずっと皆さん方にお話をさせてきていただきました。したがって、いまだにそういう思いはずっと持っておりますので、これからも財政の運営ということについては、非常に慎重を期しながらやっていく必要があるというふうに思っております。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 全くそのとおりですね。今のうちに将来にわたる、後世にツケを残さないようなですね。今の段階ではちょっと無理なんでしょうけれども、徐々にその財政計画的なもの、特に復興計画の平成32年度終了後というか、そういうものも、復興庁のあり方とか、いわゆる復興事業のあり方というものは現在見えておりません。したがって、どうなるかわかりませんが、その後のいわゆる財政というものが大変厳しいのではなかろうかというふうに考えております。したがって、現下の状況下の中では難しいんでしょうが、特に総務課長、そういう形はいわゆるあなたの代でしかと描いておくべきではなかろうかと。しかとというのはちょっと無理なんでしょうが、ざくっとしたものはつかんでおかないと大変になるだろうというふうな思いがございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

現段階で今後に残された課題というものも質問しておりますが、先ほど町長から述べていただきましたのでこの辺は省略したいというふうに思います。

それで、以上る質問してまいりました。あの東日本大震災の大惨事から7年目を迎えようとしております今日でございます。本町は、佐藤 仁町長のもとで懸命に復旧、復興が進められてきております。町長はいち早く10年間の震災復興計画を策定し、ひたすら復旧、復興を最優先課題としてその先鋒に立ち、各種の復旧・復興事業の展開を図ってまいりました。その復興も時間がかかっておりますが、おおむね順調であろうというふうに思っております。

その町長も、本年の11月に任期満了を迎えるわけでございます。震災復興計画の完遂と南三陸町第2次総合計画の基本構想であります「森 里 海 ひと いのちめぐるまち 南三陸」の実現を図っていくには、現町政の継続、続投が必要であろうというふうに思っております。既にマスコミ報道で一部の関係者が話したということで報道されておるようでございますが、現段階での町長のその心中、思いを伺って第1問目の質問を終わります。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） けさの行政報告の中でも阿部 建議員からご質問をいただいて、明確に

その時点ではお話をしませんでしたし、いずれ一般質問で当然佐藤宣明議員からこういった質問が出るだろうというふうに推測もいたしてございましたので、ちょっとお話をしませんでしたでしたが、出馬をすとかしないとかということではなくて、今の率直な自分の思いといいますか、気持ちをお話しさせていただきますと、本当にゼロということではなくて、マイナスからの南三陸町のまちづくりがスタートしたと思っております。

防災庁舎の屋上からまちが流れていくそういう様子を見まして、本当にこの町が再生できるのかと、そんな思いを持ちながら来ました。しかしながら、議員の皆さん、それから職員の皆さん方に大変温かいご支援をいただきながらこの6年を歩んでくることができました。本当に早い、遅い、さまざまなお批判もあります。ご意見もあります。十二分にそれは承知をいたしてございます。しかしながら、そういった中におきましても病院が完成したり、あるいは学校が完成したり、魚市場が完成したり、そしてさんさん商店街が完成したりという状況の中で、ある意味、一定程度、復興状況についてはめどが立ってきたなというふうな思いがございます。

ある意味、「自分の原点」と私はよく言うんですが、やはり私の原点は防災対策庁舎で朝まであの場所にいたときに残った職員のみなどと、我々が残ったのはある意味この町を再生しろという、そういうことで我々が生き残ったということのその使命感を忘れるなよという話をしてきましたが、あれから6年間、多分その使命感がずっと今まで走ってこられた原因だろうなというふうに思っております。まだまだ復興途上、まだまだという思いが自分にもございますが、そういった中で町民の皆さんとともに一緒に汗を流してこの期間を走ってきたわけですが、まだ途上という状況の中でこの南三陸町の復興の仕事をここで投げ出すという選択肢ということについては、なかなか考えづらいのではないのかなというのが率直な私の感想でございます。

繰り返しますが、出馬をすとかしないとかではなくて、そういった今私が置かれている立場を投げ捨てるということの選択肢というのはないんだろうなというのが、正直な私の思いであります。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 次に、第2問目の質問に移らせていただきます。

質問事項は、地域コミュニティーの再構築のための基本的な考えはということでございます。

震災により地域集落の流出、壊滅とともに、これまで長い歴史の中で培われました各地域のコミュニティー、これも崩れ去ってしまったという状況でございます。復興事業の進展によ

り防集団地の造成、復興住宅の完成で生活再建の場が整いつつございます。その中で、壊された地域コミュニティーを復活、醸成させていくには、当然それぞれの新しい地域における住民の方々の主体性あるいは自主的な動きが大きな要素になるんだというふうには思っております。

しかしながら、当面は行政の立場としても相当なてこ入れが必要であろうと思われませんが、その基本的な考えについて伺います。

1つには、行政区の再編案はできたのでしょうか。

2つ目に、災害公営住宅の自治会組織結成のための指導、助言はどうか。

それから、独居老人等に対する支援対策はどうか。

以上、質問いたします。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 佐藤宣明議員の2件目のご質問、地域コミュニティーの再構築のための基本的な考え方ということについてお答えをさせていただきますが、ご質問の1点目、行政区の再編案についてであります。ご承知のとおり、震災前における行政区の区割りに基づいた場合、区域内に住居が存在しないといった行政区も複数存在する状況にあります。その再編を考える場合においては、地理的特性に照らした区域の範囲に加え、行政区長が受け持つに当たり適当と考えられる構成世帯数等も考慮し、検討する必要があるところであります。

現在、新たなコミュニティーの形成が予定される地域の方々に対しては、町としての区割り案をお示しするなどしながら、その案に対するご意見の集約、さらには早期の自治組織構築といったことについてもお願いを進めているところであります。また、例えば従前の志津川市街地といったように、その区域に関し整理が必要と考えられる地域については、隣接する各行政区長を通じるなどして統合、編入などに向けたご検討をお願いしているところであります。

行政区の認定は自治組織の枠組み、その諸活動にも大きく影響することを考えた場合、当然関係する住民の方々のお考えに基づくことが基本となりますものの、議員ご指摘のとおり、真新しいコミュニティーが前提となる現状においては、行政側からの積極的な働きかけも必要であるところであります。

こうしたことから、ご質問にあります行政区の再編案といったことにつきましては、現状に照らした内容により一律にお示しすることといったことにはならず、関係する地域の方々に随時お示しをしながらご確認をいただいてまいりたいと考えております。

次の2点目のご質問、災害公営住宅の自治会組織結成のための助言、指導についてお答えをさせていただきますが、災害公営住宅への入居後の入居者同士のコミュニティーの形成及び共同利用施設の維持管理等のため、これまでも入居開始後なるべく早い時期に管理自治会の設立を目指してきており、昨年度までに入居開始となった住宅では全て自治会の立ち上げが完了してございます。今年度に入居開始となった住宅では、志津川東復興住宅1・2街区において昨年の12月1日に自治会が設立されておりますし、志津川西復興住宅1・2街区におきましても今年度中の自治会設立を目指し、現在、設立総会の開催に向けた準備を入居者とともに進めているところであります。

今後も、既に入居済みの住宅及び今月に入居開始となる志津川中央復興住宅においては、早期の自治会設立を進めるとともに、自治会のコミュニティー活動の推進に対し関係機関の協力も得ながら、継続して支援を行っていきたいと考えております。

ご質問の3点目、独居老人等に対する支援対策についてお答えをさせていただきますが、本年2月末現在、本町の65歳以上の人口は4,598人で高齢化率は34%、65歳以上の独居世帯数は540世帯ということになっておりまして、震災以降、増加傾向が続いております。

町では、独居高齢者等に対する支援として仮設住宅に被災者生活支援員を、災害公営住宅にはライフサポートアドバイザーを設置し、見守りや相談支援を行っているほか、地域包括支援センターにおける一般介護予防事業として総合ケアセンターや地区の集会所において介護予防教室や認知症予防教室を開催し、閉じこもり防止などを図っております。また、ひとり暮らしの緊急通報支援サービス事業等を震災前に引き続き実施しているほか、平成25年3月にみやぎ生協と、平成27年6月には河北新報社と、そして先月には南三陸農業協同組合と高齢者等の見守りの取り組みに関する協力協定をそれぞれ締結したところであります。

今後も独居高齢者は増加するものと思われませんが、住民の方々が住みなれた地域で暮らしていけますように地域包括システムの構築など、地域での支え合いの体制を推進し、地域が実施したくなる事業を充実させるなど、高齢者支援を地域で取り組める体制を強化していきたいと考えております。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 行政区の再編につきましては、復興住宅と団地住宅の方々のそろう時間的な乖離ですね、タイムラグがあるので非常に難しい面もあるわけですが、いずれ決定しなければならないと、線引きをしなければならないんだろというふうに思います。協議をしながらというか、関係地域と随時お話し合いをしながら示してまいりたいというお

話でございます。いずれ一定程度、行政サイドで枠を決めてこういう形でお願いするというふうなことにしないと、いつまでも決められない可能性がございます。したがって、最終的にいつころまでにお決めになるのか、その辺だけをお伺いします。

○副議長（山内孝樹君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） 町サイドとしては、一定の枠組みについて再編案まではいかないものの、一応計画的な形ではもう腹案として持っておりますが、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、それをフルオープンいたしますと逆に出来レースで進んでいるんじゃないかといったご批判も現にあるところでございますので、適宜、災害公営住宅の防集団地で宅地に住宅地ができた段階で一定の地域リーダーとなるべき方々と最初に水面下でいろいろお会いして、準備段階を進めているところでございまして、今月中にも1行政区が誕生する予定で今1つは進めている実態でございます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 出来レースではいかがかという総務課長のお話でございますが、くどいようですが、一定の出来レースでもいいんじゃないですか。示して、そこでいろいろな意見を伺うという形でもあってもいい、当然出てくるでしょう、そういうのは。したがって、ただ、むしろいつまでも示さないほうが住民に戸惑いというか、特にいわゆるこの周辺ですが、平磯、袖浜、いわゆる袖浜から来た袖浜、平磯から来た平磯とか、恐らくそういうものが出ているのであろうと思っておるところでございます。

それから、前に申し上げましたが、いわゆる点在して残った集落、いわゆる住宅とも言うてもいいんでしょうが、そういう部分というのが一番大変なんだろうと、どこに属するかという形は大変なんだろうというふうに思います。行政サイドとすれば、あくまでご意志を尊重しますということになるんでしょうが、それではそっちに行った、こっちに行ったというふうなかつての竹川原地区でもございせんが、保呂毛から来たから保呂毛です、中瀬町から上がっていったから中瀬町です、田尻畑から下がったから田尻畑ですと、いわゆる入り乱れたそういう行政区が出てくると、地域が出てくるということにもなりかねません。

したがって、ある程度一定の線を早目に出して、いわゆるもむという方法も考えられますが、いかがですか。

○副議長（山内孝樹君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） 実は、平成28年度になりまして担当職員が各地区の寄り合いに一応参画いたしながら、組み合わせについていろいろご協議を進めてございまし

て、基本的には例えば津波で残った家屋等もあるんですけども、それについてはどちらの行政区に包含させるとか、あと防集団地と災害公営住宅を組み合わせる、もしかすると防集団地だけで行政区を設定するといった形でおおむねの区割りについては一応お示しをしておりますので、適宜環境が整ったところから行政区としてこれから確立させていくということなので、平成29年度になりますと相当数確定していけるんじゃないかなというふうには考えてございます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） はい、了解しました。

次に、災害公営住宅の自治会組織結成のための指導、助言ということでございますが、どのように、特に組織の立ち上げまでの支援プロセスというか、そういうものをどういうふうにご考えておるか。

それから、先ほど町長がおっしゃったLSAですね、ライフサポートアドバイザー、いわゆる生活支援員ですか、これが配置されております。その機能と基準がどういうふうになっているのか、そしていつまで配置されるのか、その辺をお伺いします。

○副議長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） では、自治会についてでございますけれども、入居開始をしてもやっぱり入居が完了するまで一定の時間がどうも必要になってきてございます。基本的には全員が入居されてから自治会の結成というようなスケジュールで今進んでございます。

議員もご存じのように、震災前のコミュニティー、それから仮設住宅のコミュニティー、今回3回目のコミュニティーを結成するということになります。ただ、災害公営住宅につきましては、それぞれ顔見知りの方もいらっしゃいますし、そうでない方も大勢いるという中で、一番自治会結成に支障となるのが実はご存じのように役員を選出でございます。ここをいかにスムーズに皆さんが納得できる方を人選するかということに全てがかかっているんじゃないかなと考えてございます。

そのため、入居説明会、抽せん会の折にとりあえず自治会の説明をさせていただいて、それで班編成、班長さんを選出し、以後、班長さんを中心に結成に向けた準備委員会を設立させていただいてほしいというお願いをしているところでございますので、今後ともそういう形で班長さんを通じ入居者の中からそれぞれ適当な方を人選していきたいなというふうに考えてございます。

○副議長（山内孝樹君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） ライフサポートアドバイザー、L S Aにつきましては、現在12名を配置してございまして、次に中央団地に2名を配置して最終的には14名という形になるうかと思えます。

配置につきましては、平成32年度まで財源は大丈夫ということになっておりますが、平成33年度以降については未定でありますので、当面そこを見据えながら平成32年度まではこの体制で運営を考えていきたいと思えます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 復興住宅への配置なのか、それとも、団地にありますよね、いわゆる団地内の行政区全体を含んでの立場なのか、その辺だけ。

○副議長（山内孝樹君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 基本的には復興住宅を中心ということですが、そこに従来の居住している世帯等々もあれば、ひっくるめてという考えは当然成り立ってくるのかなと思っております。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 例えば西の状況ですね、志津川西の東、いわゆる復興住宅2棟といわれる団地造成地に建てた方が十数軒と今のところございます。そういう地域にあってそのL S Aの立場というのは、その住宅再建の方々も含まれるという解釈でよろしいんですか。

○副議長（山内孝樹君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 現在、伊里前に2名、それから戸倉に2名、東の東に2名、東の西に4名、それから志津川の西に2名という形で配置して、議員がおっしゃるとおりの対応を考えているところでございます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 何か時間が刻々と過ぎて本当に焦るんですけども、最後の質問に入ります。

独居老人等に対する支援対策ということでございます。復興住宅への入居者は比較的生活弱者が多いと。老人世帯あるいは独居老人と、そういう方々が非常に多いようでございます。特に志津川東中央団地は生活の利便性からして多くなるんだろうというふうな見方をしておるわけですが、そこでこの独居老人対策、高齢者対策と言ってもいいんでしょうが、どのような支援対策を考えていますか。

○副議長（山内孝樹君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 先ほど町長が申し上げましたとおり、まずもっては被災者生活の支援員、それから先ほど申し上げたL S Aを中心にいたしまして、見守りや相談事業を展開するといったことが一つの柱でございます。

また、あわせて地域包括センターが行っております介護予防教室等々を実施していきながら、高齢であっても元気な人をつくり出すということに力を入れていきたいと思っております。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） それから、老人だけの対応ではございませんが、かつてあったふれあい農園あるいはグラウンドゴルフ場というものは非常にコミュニティーの形成の場所として有効なものだろうというふうに思いますが、いかがお思いですか。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ずっと高齢者の方々にお話をいただいてきたのは、グラウンドゴルフをする場所を何とか確保してくれということでお話をいただいてまいりましたが、平成の森のほうではいろいろしてもらいましたけれども、あとは南方のほうでやっていただきましたが、それ以外の方々は大変狭い場所でやっておりました。それから、高校の下の田んぼをちょっとお借りしまして、あそこでもグラウンドゴルフをやる場所をつくりましたが、残念ながら今、復興事業の関係でそういった皆さんが広く使える場所というのが非常に少のうなっております。早く造成工事を終えて皆さん方が自由にやれる場所を提供していくのが、本当に喫緊の課題だというふうに思っております。

ふれあい農園等につきましても、土地がしっかりとでき上がりましたら、その辺の利用できる場所はしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） ぜひ老人対策として絶対必要だろうというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

る質問してまいりましたが、コミュニティーの構築といっても一朝一夕にいかないというのは当然わかります。当然、主体性、自主性、そういうものがキーワードになるのも事実でございます。さらには、当然行政の後方支援も必要だというふうに思っております。そこでこ入れを強く望みながら、質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（山内孝樹君） 以上で佐藤宣明君の一般質問を終わります。

休憩です。

午後 3 時 3 8 分 休憩

---

午後 3 時 3 9 分 開議

○副議長（山内孝樹君） それでは、再開をいたします。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明 7 日午前 10 時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山内孝樹君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明 7 日午前 10 時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後 3 時 3 9 分 延会